

国における 農林水産物・食品の輸出促進の取組

平成30年3月20日

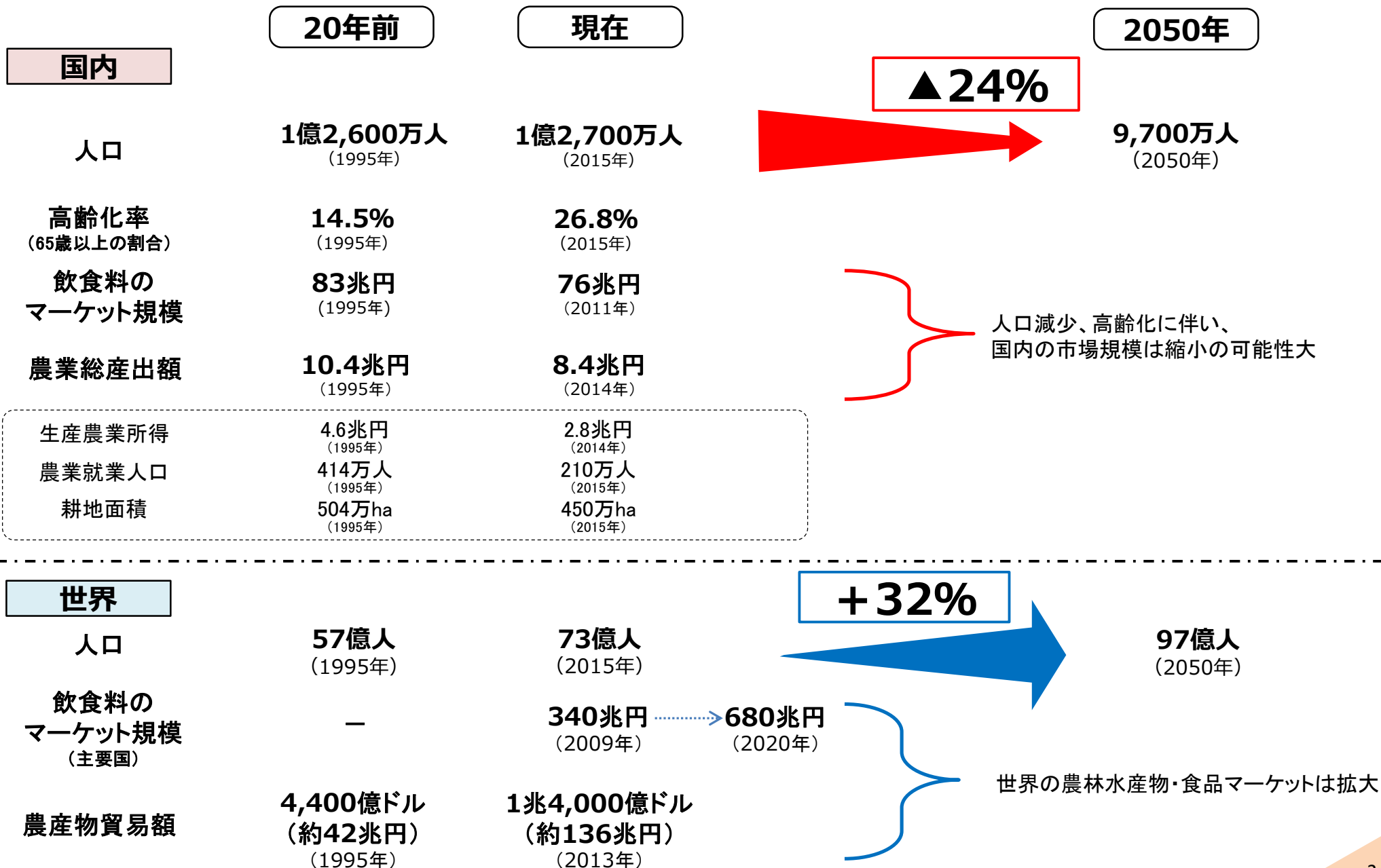
農 林 水 産 省
食料産業局輸出促進課

目 次

1. 輸出促進の意義		1
2. 輸出の動向		5
3. 輸出拡大への取組		13

1. 輸出促進の意義

(1) 伸びゆく海外需要



(2) 日本の食材・食品・食文化への海外の関心の高まり

2013年12月、ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」が登録。

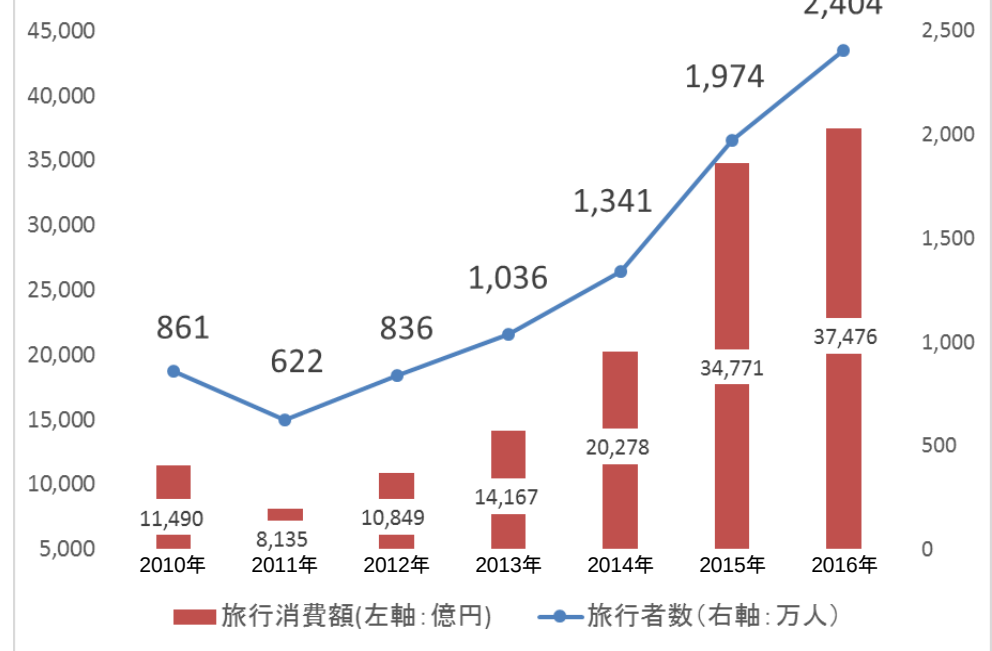
【ユネスコ無形文化遺産とは】

- ・「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもの。
- ・ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施。
- ・海外の食分野では、フランスの美食術、地中海料理などが登録。

さらに

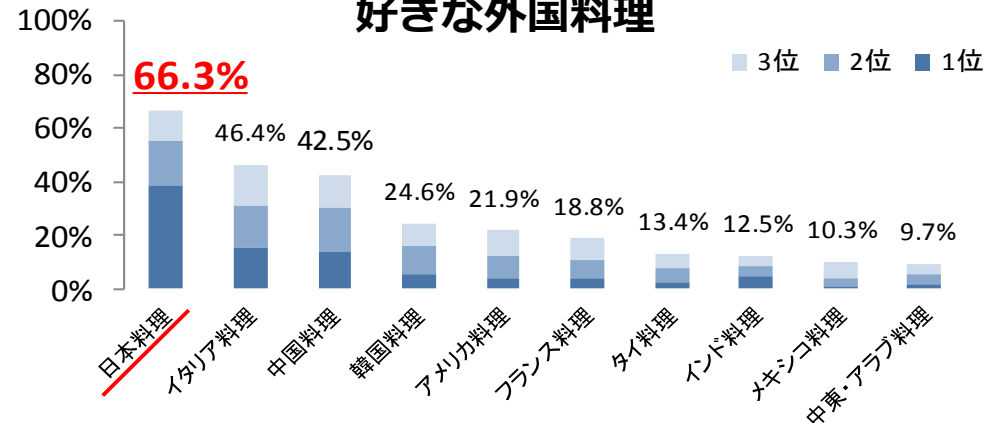
- ・登録による世界的な日本への注目
 - ・2015年ミラノ万博
(テーマ：地球に食料を、生命にエネルギーを)
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック
- 海外への日本食文化発信等の絶好の機会**

訪日外国人旅行者数と旅行消費額



資料：観光庁及び日本政府観光局（JNTO）資料を基に作成。

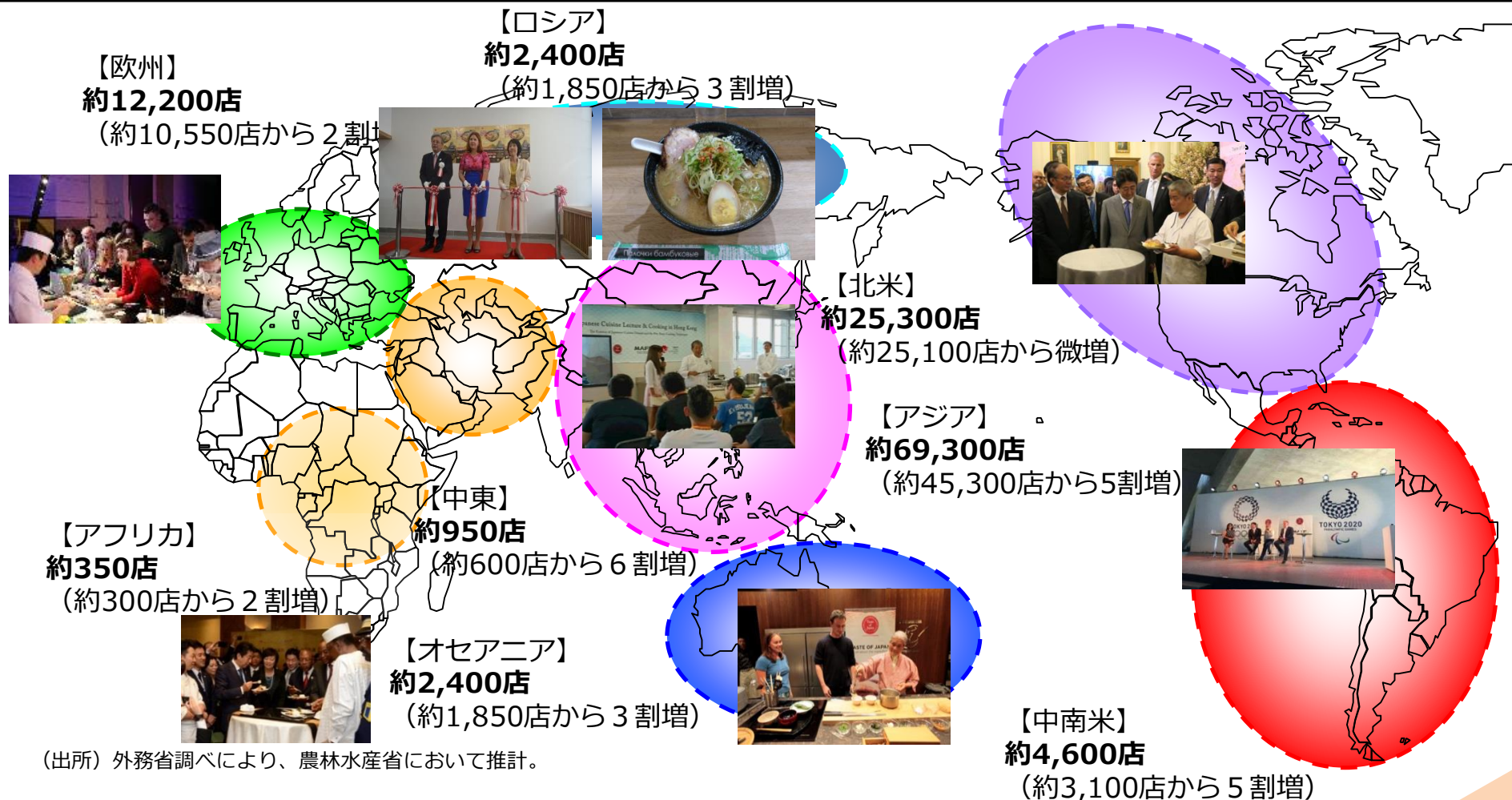
好きな外国料理



出典：ジェトロ「日本食品に対する海外消費者意識アンケート調査」(2014年3月)を基に作成
出典：日本貿易振興機構調査(2014年3月)※複数回答可、回答者数に対する回答個数の割合。(自国の料理は選択肢から除外)

(2) 日本の食材・食品・食文化への海外の関心の高まり

- 日本食レストランは、
約2.4万店（2006年）→約5.5万店（2013年）→約8.9万店（2015年）→約11.8万店（2017年）に増加。
- 農林水産省も、2016年から民間団体による日本食材サポーター店認定制度（日本食材を使用する海外の飲食店等を「見える化」）や日本料理の調理技能認定制度（海外の外国人料理人について日本料理の知識等が一定レベルに達した者を認定）を推進。

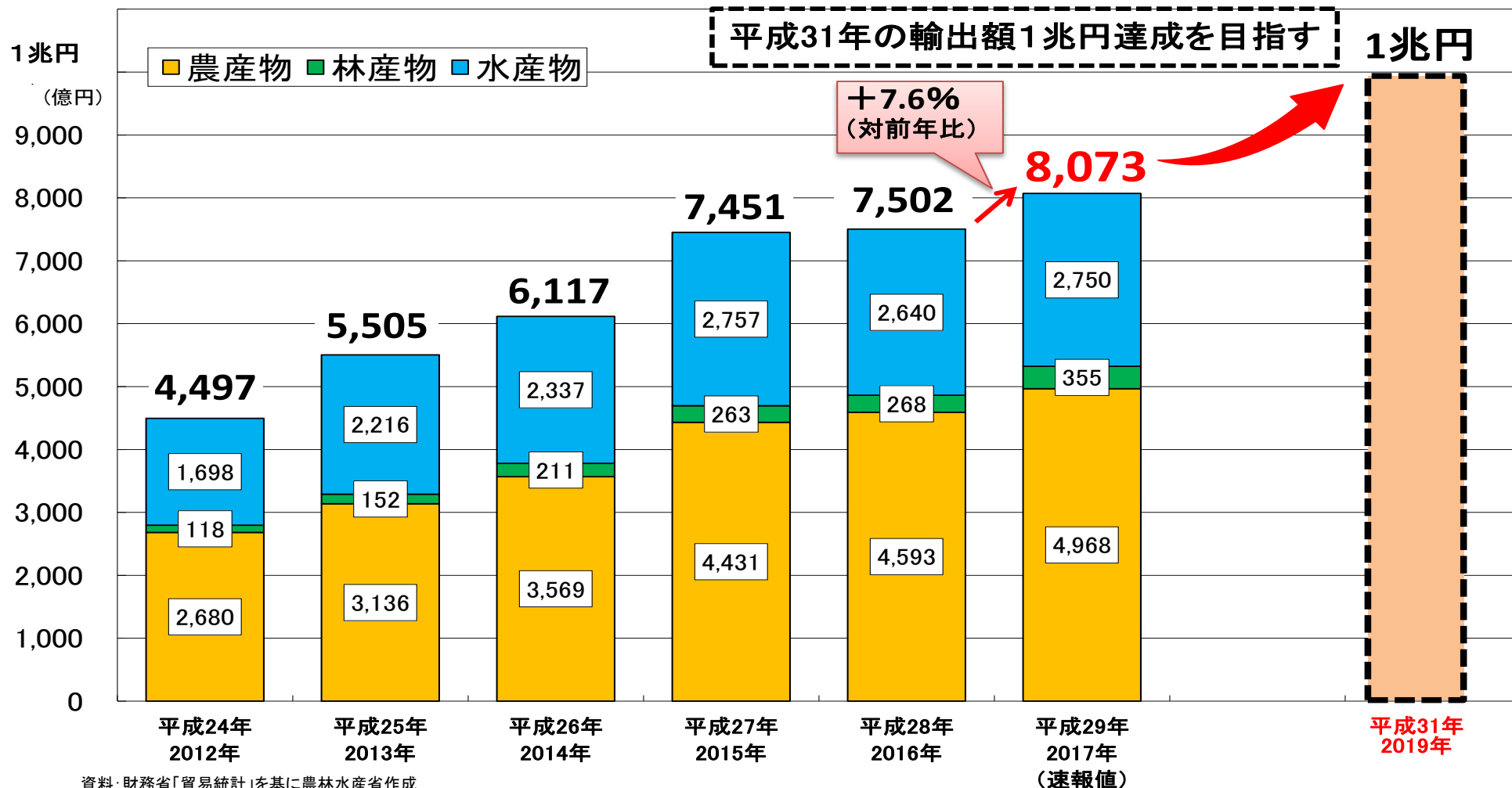


2. 輸出の動向

(1)農林水産物・食品の輸出額の推移

- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績(速報値)は8,073億円。
- 平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標に向けて取組を進めている。

農林水産物・食品の輸出額の推移

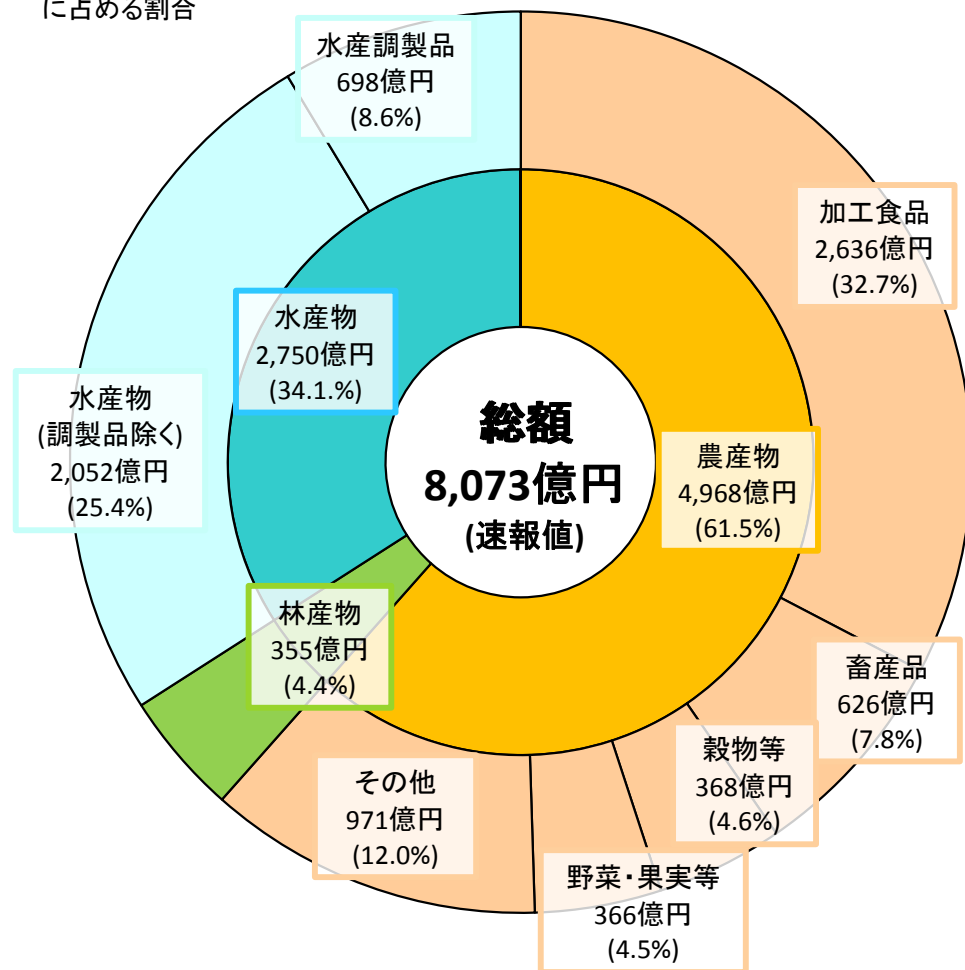


(2)平成29年農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳

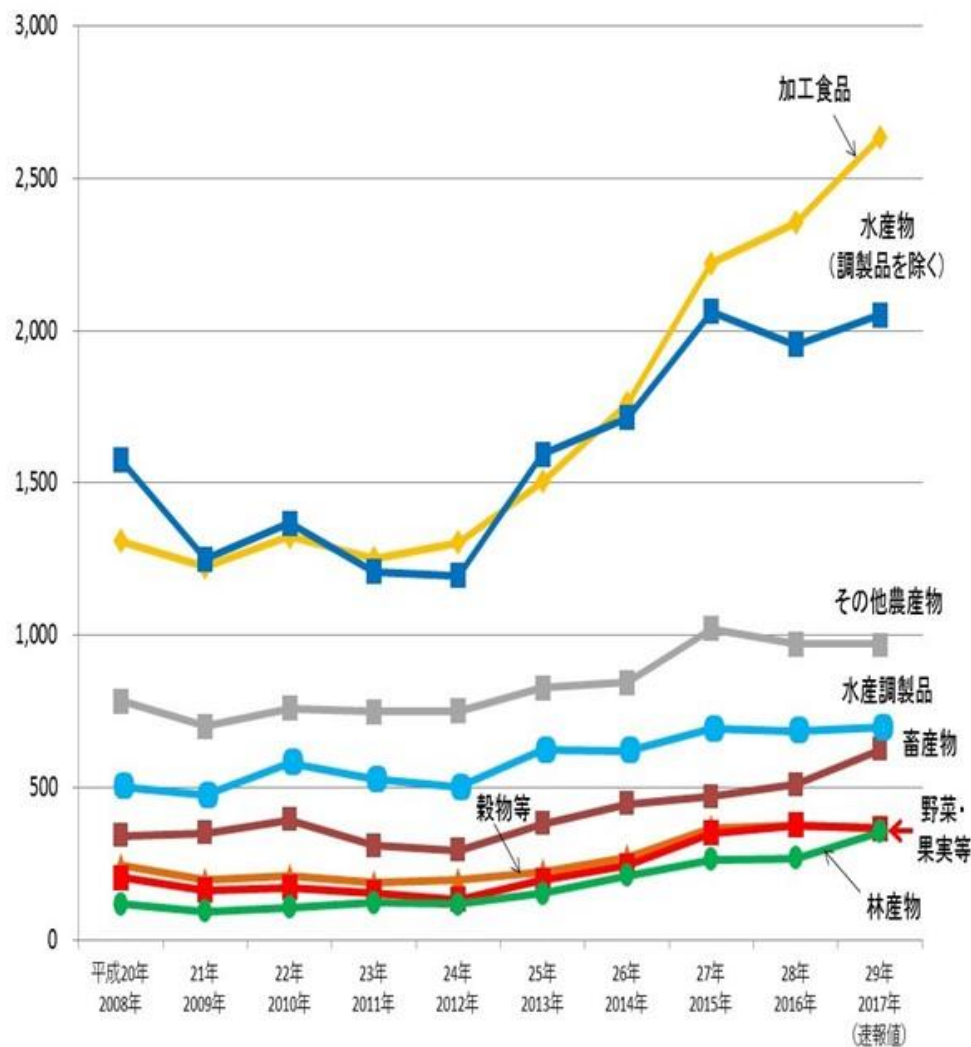
●農林水産物・食品の輸出額を品目別でみると、水産物が34%、加工食品が33%を占める。

(平成29年)

※カッコ内は輸出総額
に占める割合



(億円)

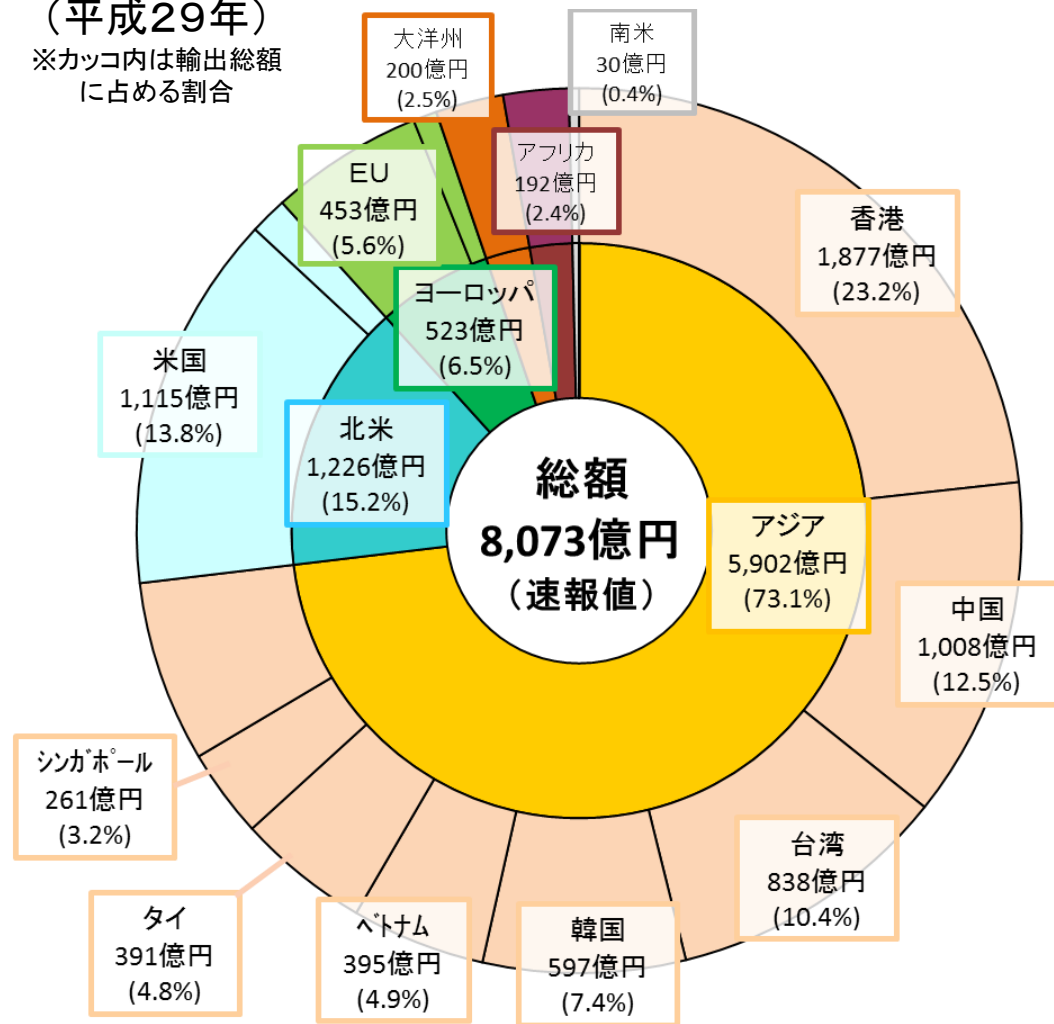


(3)平成29年農林水産物・食品の輸出額の国・地域別内訳

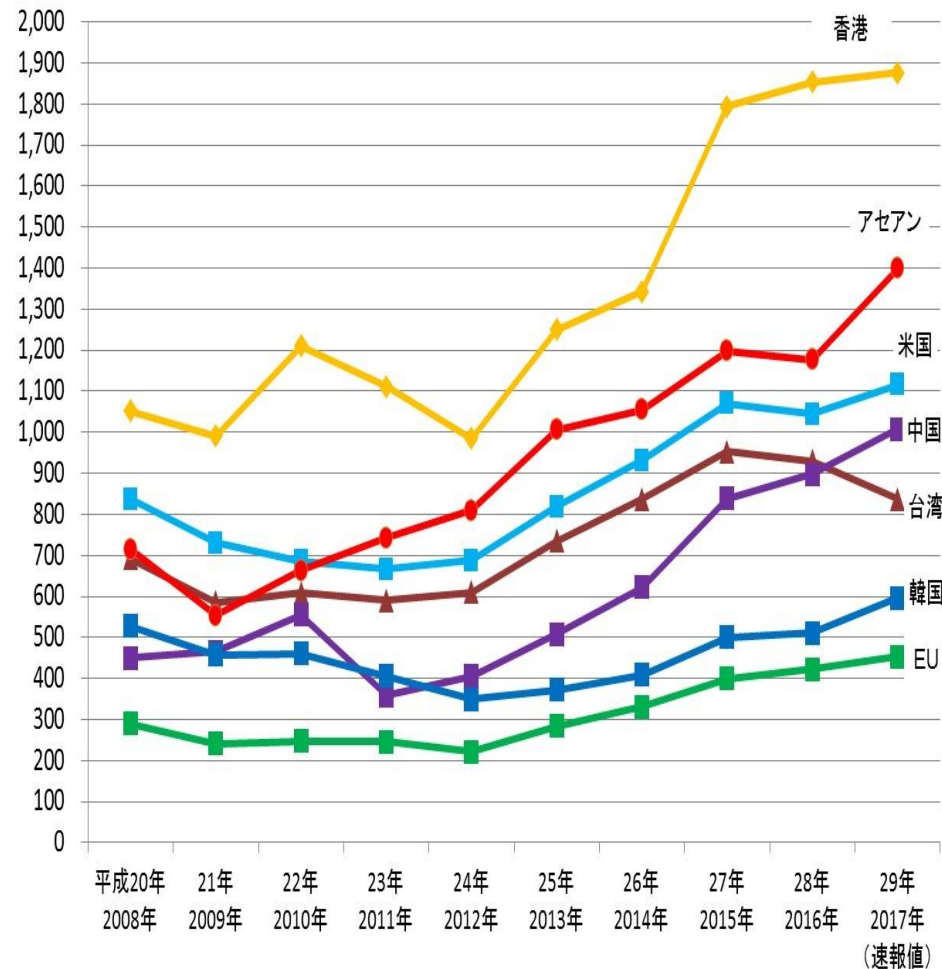
- 農林水産物・食品の輸出額を輸出先国・地域別でみると、アジアが73%、北米が15%を占める。
- 国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位中国、4位台湾、5位韓国。

(平成29年)

※カッコ内は輸出総額に占める割合



(億円)



主な品目の輸出量・輸出額の動向

品目分類	主な品目	数量 単位	平成29年12月単月				平成29年計(速報値)				(参考)平成28年計			
			数 量	金 額 (百万円)	対前年同月増減率(%)		数 量	金 額 (百万円)	対前年同期増減率(%)		数 量	金 額 (百万円)	対前年同期増減率(%)	
					数量ベース	金額ベース			数量ベース	金額ベース			数量ベース	金額ベース
農産物	加工食品	—	—	28,315	—	18.9	—	263,591	—	11.9	—	235,537	—	6.1
		清涼飲料水	kl	9,529	2,315	60.8	47.6	104,979	24,505	20.9	26.1	86,860	19,431	6.7
		菓子(米菓を除く)	t	1,739	2,542	9.4	13.3	13,692	18,221	△ 1.4	0.3	13,883	18,162	3.0
		米菓(あられ・せんべい)	t	370	426	3.4	2.7	3,849	4,186	7.9	9.9	3,567	3,808	△ 3.0
		醤油	t	3,931	724	3.6	4.4	38,693	7,155	13.3	8.3	34,158	6,608	15.8
		味噌	t	1,719	357	13.8	11.1	16,017	3,333	8.5	8.9	14,760	3,061	13.2
		ソース混合調味料	t	5,907	2,929	12.7	1.2	55,156	29,590	6.2	8.1	51,931	27,372	6.2
		アルコール飲料	kl	15,628	5,638	56.7	38.6	169,023	54,509	35.5	26.8	124,710	42,996	13.5
	畜産物	日本酒	kl	2,698	2,192	40.0	32.4	23,482	18,679	19.0	19.9	19,737	15,581	8.6
		—	—	—	7,067	—	18.5	—	62,573	—	22.6	—	51,042	—
		畜産物(牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳・乳製品)	t	3,583	4,870	30.4	25.0	36,402	37,567	19.5	27.2	30,467	29,537	16.8
		牛肉	t	434	2,979	43.3	37.1	2,707	19,156	41.8	41.4	1,909	13,552	18.5
		豚肉	t	213	111	△ 16.3	△ 4.5	2,345	1,025	41.3	20.4	1,659	852	10.8
		鶏肉	t	996	202	116.1	100.8	10,004	1,976	10.5	14.8	9,053	1,722	0.2
		鶏卵	t	415	111	51.0	53.0	3,891	1,024	19.9	19.9	3,244	854	39.0
		牛乳・乳製品	t	1,526	1,466	4.8	2.4	17,456	14,386	19.6	14.6	14,601	12,557	25.8
	穀物等	—	—	4,169	—	11.7	—	36,841	—	△ 2.5	—	37,794	—	2.6
		米(援助米除く)	t	1,285	359	△ 2.8	△ 11.8	11,841	3,198	18.6	18.1	9,986	2,709	30.7
	野菜・果実等	—	—	5,350	—	7.4	—	36,613	—	△ 2.9	—	37,709	—	7.6
		青果物	t	9,198	4,072	△ 30.3	△ 8.9	60,283	25,100	△ 16.8	△ 1.5	72,490	25,477	11.6
		りんご	t	6,659	2,616	△ 2.5	△ 15.0	28,724	10,948	△ 11.5	△ 17.7	32,458	13,299	△ 6.4
		ぶどう	t	55	139	△ 20.2	△ 19.9	1,339	2,943	16.8	26.6	1,147	2,324	25.6
		もも	t	0	1	(前年同月実績なし)	(前年同月実績なし)	1,710	1,605	30.7	33.4	1,308	1,203	13.7
		なし	t	62	68	△ 13.0	△ 6.3	1,865	988	26.7	22.4	1,472	807	7.2
		かんきつ	t	201	99	△ 22.0	△ 7.6	1,708	602	△ 12.6	△ 3.6	1,954	624	△ 26.2
		いちご	t	144	343	59.0	47.2	889	1,799	69.0	56.6	526	1,149	29.1
		ながいも	t	887	372	78.2	37.7	4,662	2,528	△ 24.0	△ 1.2	6,135	2,559	△ 13.8
		かんしょ	t	392	145	45.9	43.6	2,652	971	15.7	12.2	2,291	866	39.7
	その他農産物	—	—	10,674	—	7.7	—	97,144	—	△ 0.1	—	97,266	—	△ 4.8
		緑茶	t	425	1,366	△ 13.2	8.0	4,642	14,357	13.0	24.3	4,108	11,551	△ 0.5
		花き	—	—	2,955	—	66.0	—	13,494	—	54.2	—	8,750	—
		植木等	—	—	2,894	—	67.6	—	12,632	—	57.2	—	8,033	—
		切花	t	10	61	46.1	12.5	135	862	31.7	29.3	102	717	23.0
林産物	林産物	たばこ	t	692	770	△ 47.3	△ 57.6	8,491	13,820	△ 41.6	△ 36.8	14,550	21,873	△ 17.0
		—	—	3,683	—	34.8	—	35,490	—	32.3	—	26,817	—	1.9
		丸太	m3	106,886	1,479	59.6	68.7	970,933	13,688	49.3	61.7	650,150	8,466	△ 6.0
水産物	水産物(調製品除く)	製材	m3	12,334	601	5.1	18.1	129,959	5,384	48.8	43.4	87,363	3,755	44.5
		合板	m2	759,484	557	18.8	29.3	7,966,674	5,913	18.7	29.0	6,708,994	4,584	101.6
		—	—	20,432	—	12.6	—	205,201	—	5.0	—	195,442	—	△ 5.3
	水産物	さば	t	41,857	4,496	79.9	110.2	232,084	21,885	10.2	21.7	210,675	17,986	13.3
		さけ・ます	t	1,849	1,159	△ 37.1	△ 4.5	11,968	5,614	△ 34.6	△ 14.1	18,313	6,538	△ 10.1
		ぶり	t	656	1,216	△ 5.7	2.5	9,047	15,380	12.6	14.2	8,036	13,473	1.2
		いわし	t	8,362	797	268.8	233.7	61,923	5,299	58.4	53.3	39,087	3,457	15.2
		すけとうたら	t	1,918	323	△ 29.0	△ 16.5	9,754	1,873	△ 37.0	△ 20.3	15,476	2,351	△ 30.2
		たい	t	124	135	△ 55.4	△ 25.2	3,759	3,111	△ 7.7	3.5	4,074	3,007	29.4
		さんま	t	1,834	284	113.9	137.5	7,587	1,043	65.8	65.6	4,576	630	△ 55.6
		ほや	t	1,257	251	32.0	4.4	5,114	1,105	56.7	31.4	3,262	841	24.7
		かつお・まぐろ類	t	1,822	948	△ 36.7	△ 8.5	37,434	14,262	54.5	45.6	24,236	9,794	△ 40.5
		ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥)	t	3,758	4,321	△ 9.2	△ 23.8	47,817	46,254	△ 23.2	△ 15.6	62,301	54,834	△ 21.9
		真珠(天然・養殖)	kg	523	596	32.8	22.8	32,388	32,332	15.0	6.4	28,152	30,381	4.8
	水産調製品	—	—	11,812	—	15.3	—	69,815	—	1.8	—	68,606	—	△ 1.1
		なまこ(調製)	t	89	2,904	△ 6.5	0.8	749	20,734	15.4	14.1	649	18,175	△ 12.7
		ホタテ貝(調製)	t	338	3,289	△ 6.9	△ 9.3	1,147	9,407	△ 44.6	△ 28.7	2,070	12,836	△ 14.1
		昆布調製品	t	185	2,263	119.1	119.2	762	6,313	△ 1.7	5.6	775	5,979	38.5
		練り製品(魚肉ソーセージ等)	t	1,235	1,004	0.3	△ 0.9	11,451	9,520	2.7	2.7	11,146	9,272	9.4

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成 単位:kl・・・キロリットル、t・・・トン、kg・・・キログラム、m3・・・立方メートル、m2・・・平方メートル

(4) 主要国の輸出動向

○主要国の農林水産業総生産額（GDP）と農産物輸出額を見ると、日本は総生産額では10位である一方、輸出額では60位にとどまっており、輸出余力は高い。

① 農林水産業総生産額（GDP）上位10位

国名	農林水産業総生産額（GDP） （2015年）	農産物輸出額 （2013年）
中国	10,103億ドル（1位）	465億ドル（6位）
インド	3,263億ドル（2位）	425億ドル（11位）
米国	1,752億ドル（3位）	1,477億ドル（1位）
インドネシア	1,165億ドル（4位）	349億ドル（14位）
ナイジェリア	1,020億ドル（5位）	12億ドル（87位）
ブラジル	791億ドル（6位）	839億ドル（4位）
パキスタン	640億ドル（7位）	52億ドル（46位）
ロシア	550億ドル（8位）	134億ドル（24位）
トルコ	547億ドル（9位）	166億ドル（23位）
日本	520億ドル（10位）	31億ドル（60位）

(4) 主要国の輸出動向

② 農産物輸出額上位10位（＋日本）

国名	農産物輸出額 (2013年)	農林水産業総生産額（GDP） (2015年)
米国	1,477億ドル（1位）	1,752億ドル（3位）
オランダ※	909億ドル（2位）	122億ドル（40位）
ドイツ※	840億ドル（3位）	192億ドル（28位）
ブラジル	839億ドル（4位）	791億ドル（6位）
フランス※	748億ドル（5位）	375億ドル（12位）
中国	465億ドル（6位）	10,103億ドル（1位）
スペイン※	457億ドル（7位）	277億ドル（23位）
カナダ	450億ドル（8位）	260億ドル（24位）
ベルギー※	442億ドル（9位）	30億ドル（88位）
イタリア※	433億ドル（10位）	368億ドル（13位）
日本	31億ドル（60位）	520億ドル（10位）

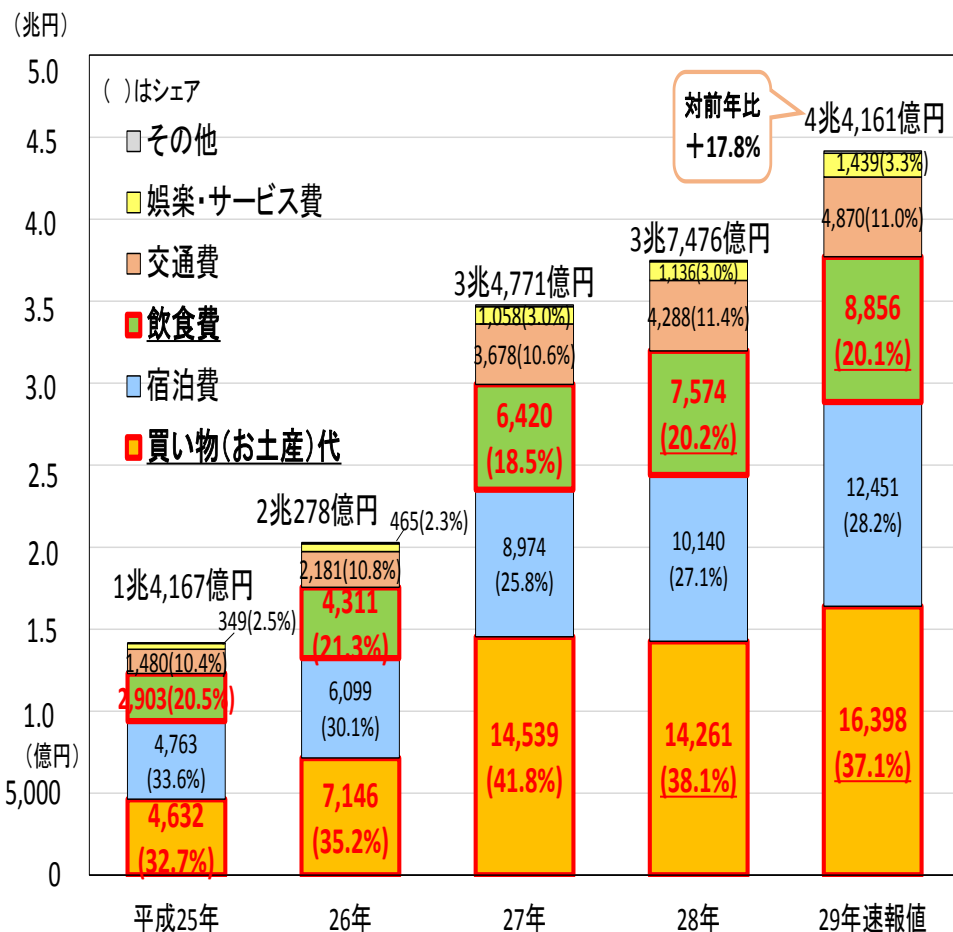
※EU加盟国は、域内貿易を含む。

出典：国連統計（農林水産業総生産額（GDP））
FAOSTAT（農産物輸出額）

(5)(参考)訪日外国人旅行者の旅行消費額、うち食料品等の購入額(推計値)の推移

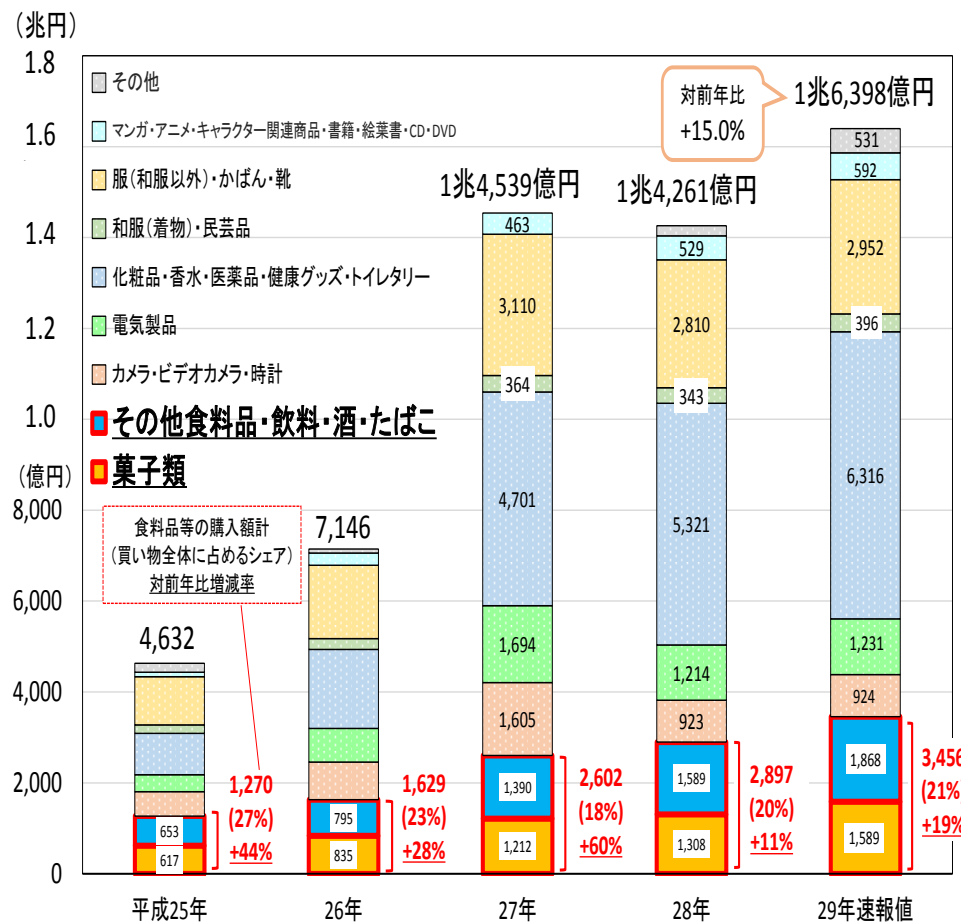
- 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額のうち、お土産等の買い物代が最も多く、全体の約4割で1兆6,398億円。
- 買い物(お土産等)代のうち食料品等(菓子類、その他食料品、飲料、酒、たばこ)は、引き続き堅調に増加し、平成29年は3,456億円(対前年比19%増)。
- 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額のうち、飲食費は3番目に多く、約2割を占めており、8,856億円。

○ 訪日外国人旅行者の日本滞在中の旅行消費額



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」を基に農林水産省作成

○ 訪日外国人旅行者の買い物(お土産等)額の内訳



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」を基に農林水産省で推計

※推計方法：訪日外国人旅行者1人当たりの買い物への支出単価(*1) × 食料品等の購入率(*1) × 訪日外国人旅行者数(*2)
*1：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、*2：日本政府観光局(JNTO)「訪日外客統計」による推計値

3. 輸出拡大への取組

(1) 農林水産業の輸出力強化戦略（平成28年5月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す （ニーズの把握・需要の掘り起し）

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
 - ・情報をJETROに一元的に集約・提供
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
 - ・「国・地域別イベントカレンダー」を作成
- 多様な方法でプロモーションを行う
 - ・トップセールスや大型イベントの機会の活用
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
 - ・日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- インバウンドを輸出に結び付ける
 - ・外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ （販路開拓、供給面の対応）

- 輸出についての相談をしやすいとする
 - ・JETROと農林水産省の相談体制の強化
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
 - ・海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
 - ・海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- 海外ニーズにマッチして、生産する
 - ・ジャパンブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合して、生産する
 - ・輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る（物流）

- 安く運ぶ
 - ・共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
 - ・最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- より多く、品質を守って、運ぶ
 - ・成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
- 中小事業者が売りやすくする
 - ・卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる （輸出環境の整備）

- 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
 - ・規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム（仮称）」を設置
- 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
 - ・GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する （推進体制）

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
 - ・輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
 - ・在外公館、輸出業者等が協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定

平成三十一年の輸出額1兆円目標の達成

（２）農林水産物輸出インフラ整備プログラム（平成28年11月 農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）

プログラムの位置づけ

- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年 8 月 2 日閣議決定）において、農林水産物・食品の年間輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めることとされたことを踏まえ、策定するもの。

プログラムのポイント

1. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

（１）ハード面のインフラ整備

- 以下の機能を重視。
 - ・ 輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷
 - ・ 品質や鮮度を保ちタイミング良く送り出す保管・梱包・積み出し
- 拠点の機能向上に向け、施設整備と一体的にソフト面の対策を実施。
 - ・ 積替えや再梱包の手間・コストを抑えて運搬するための集約化
 - ・ より短時間での輸出関連手続のワンストップ化・迅速化の実現

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工 ・集荷拠点	・ 高水準な衛生管理体制の整備 ・ 海外への長期輸送に対応可能なパッキング設備の整備 等	・ GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための高品質化や生産コスト低減 等
物流拠点	・ コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化に対応できる輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや高水準な衛生管理が可能な加工処理施設の整備 等	・ 海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 ・ 輸出関連手続のワンストップ化 ・ HACCPに対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための物流コスト低減 等
海外拠点	・ 海外における日本産品の産直市場の整備 等	・ 海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 ・ 海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等

（２）輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
- 制度・手続面の整備・改善

2. 当面の具体的な整備案件

（１）ハード面のインフラ整備（当面41ヶ所を整備（施設、場所、輸出産品・輸出先を記載））

（２）輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・ 輸出拡大に向けたオールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備
 - ・ 海外のニーズを踏まえた産品を取りまとめて輸出する地域商社等の取組の促進
 - ・ 輸出先国の規制に対応するための産地等への技術的サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・ 規格・認証や知的財産に関する制度の活用
 - ・ 輸出関連手続きの改革 等

(2) 農林水産物輸出インフラ整備プログラムに基づく輸出拠点整備の事例について

- 平成28年11月にとりまとめられた「農林水産物インフラ整備プログラム」に基づき、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。
- 当面の具体的整備案件41施設中、平成29年度までに18施設が稼働予定。また、5施設が一部稼働予定。

整備例 1

つがる弘前農協
(青森県弘前市)

【平成29年8月稼働】

- 輸出向け出荷能力向上やりんごの高品質化を図るため、選果機、製品貯蔵ライン、自動こん包装置等を整備。



輸出品用アイスボックス



輸出品用自動
こん包装置

整備例 2

(株)ミヤチク都農工場^の
(宮崎県都農町)

【平成31年4月稼働予定】

- 新たな国へも輸出拡大するため、HACCPに基づく衛生管理が徹底できるよう、高度な空調管理設備等を備えた食肉処理施設を整備。

〔・牛肉：EU、米国、香港、シンガポール等
・豚肉：香港、シンガポール等〕



食肉解体施設



枝肉冷蔵室

整備例 3

境漁港
(鳥取県境港市)

【平成30年3月以降順次稼働予定】

- 漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築及び漁獲物処理能力の強化を図るため、密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備



密閉型荷さばき所



マイワシ

- ## ○輸出に必要な情報の提供と相談窓口の設置



- ## ▲ 輸出相談窓口の チラシの配布

-

- 国内外バイヤーとの商談機会の提供等
(輸出総合サポートプロジェクト)



-

-

-

- 17

(4) 新プロモーション機関の創設 <日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) >

- 農林水産物・食品のブランディングやプロモーション等の取組を強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな輸出サポート機関として、平成29年4月1日に「日本食品海外プロモーションセンター」(略称：JFOODO (ジェイフドー)) を新設。

- 名称：日本食品海外プロモーションセンター
(ジェットロに、農林水産・食品部などを傘下におく本部から独立した組織として設置)
- 略称：JFOODO (ジェイフドー)
*「風土」に加え、日本の「食」を連想させるもの

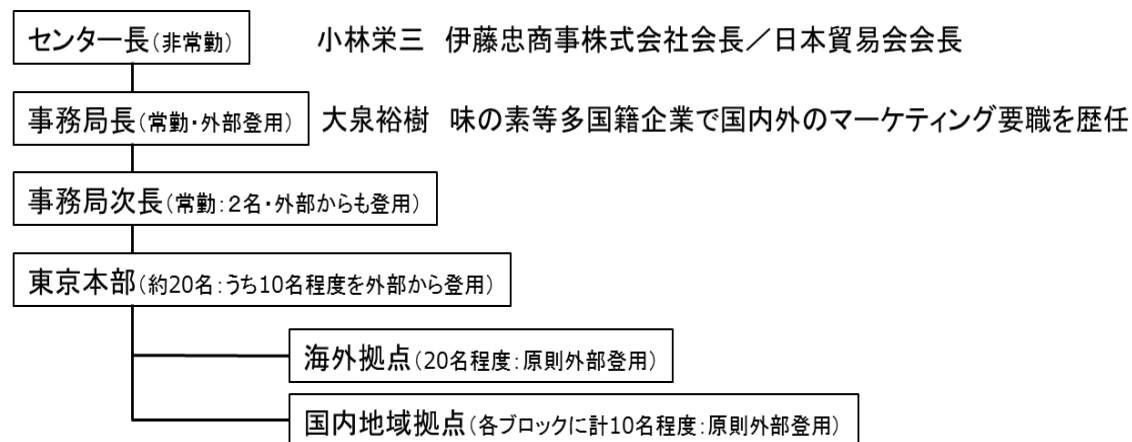
【ロゴマーク】



活動内容

- ① **海外市場の詳細なニーズ把握**や現地の卸・小売・外食事業者等の商流を作り出す**キープレイヤー等の情報の徹底調査**。
- ② **どの国・地域に、何を**(品目)、**どこで**(小売・外食・中食) **売り込むかの戦略設定**。
- ③ 日本の食文化と一体となった、**オールジャパンでの日本産品のプロモーション、ブランディング**。
- ④ 事業者の**販売活動に対する継続的な支援**。

【体制】



「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出し、産地の特色・魅力にあふれた産品を**相応の価格で輸出**することで**生産者の所得向上**につなげる。

(4) JFOODOの取組

- 下記の5品目7テーマとし、平成30年2月より順次、施策実施中。その他品目等については、プロモーションで解決すべきボトルネックが明確になった後に、戦略策定・実行に着手

➤ 第一次取組テーマと戦略

品目	エリア	2017年度の 起点	戦 略
米粉	米国・ 欧州	米国・ 仏国	グルテンフリー度と生地適性に優れた日本産米粉を、パンやピザに原料ブランドとして訴求し、世界の情報発信都市を起点に日本国内需要米の100倍に相当する小麦粉市場を少しずつ置き換えていく。(世界のグルテンフリー市場は、平成32年に5,000億円に達するとされる。)
日本酒	欧州・米 国・アジア	英国	日本酒の入り口としてのキーディッシュを設定した上で、日本酒本来の価値を伝えて消費者を日本酒の世界に引きこんだ後、好みの日本酒を選べるような情報を整備する。
日本ワイン	米国・ 欧州・ 香港・ シンガポ ール	米国・ 英国・ 香港	欧州品種ワインに比べ、バランスが良くエレガントな日本ワインを、世界の料理の潮流であるマイルドな味付けの料理に相性の良いワインとして、権威誌を通じて先進国のソムリエに広め、大ワイン市場に食い込んでいく。(世界のワイン市場は3兆9千億円(平成28年))
クラフト ビール	米国	米国	すでに日本の全ビール市場を超えた、米国におけるクラフトビールブームをとらえ、特徴のあるフレーバーを持ち日本のクラフトマンシップで実現され日本で作られた点を訴求し、新しいオプションを提供していく。(米国のクラフトビール市場は3.8百万キロリットルと、既に日本のビール総市場を超えている。)
水産物 (ハマチ等)	アジア	香港	味や栄養・安全性を前提に、文化的アプローチで、日本産の水産物を寿司店で関心を喚起して選択を後押しし、ローカル市場におけるサーモンの牙城を崩す。
和牛	アジア	台湾	日本産のブランド力、スライス肉の現地インフラを活用し、豪州産や米国産のWagyuでは本格感を訴求しにくい日本式しゃぶしゃぶ等をキーディッシュとして、部位や等級を拡大し、名声にシェアを近づける。
緑茶	米国・欧 州・中東	米国	IT企業を中心に広がる日本由来のマインドフルネス(リラックス・集中力増強方法)のブームをとらえ、競合茶よりもテアニンが豊富な日本茶を心と体を整えるマインドフルネスビバレッジとしてリポジショニングする。

(5)「日本の食品 輸出EXPO」

日本にいながらにして、世界中の多数の有力バイヤーと直接商談できる絶好の機会

- 会期：2017年10月11日（水）～13日（金）
- 会場：幕張メッセ
- 主催：リード エグジビション ジャパン（株）
- 共催：（独）日本貿易振興機構（JETRO）
- 協力：農林水産省
- 規模：出展者304社、

海外バイヤー（有力バイヤー約3000名を招聘）、国内輸出商等



第1回“日本の食品”輸出EXPO			
輸出支援 ソーン - 輸出コンサルティング - 販路開拓サービス - 輸出管理IT - 書類作成代行 … など	調味料 ソーン - しょうゆ - マヨネーズ - ケチャップ - 食酢 - 味噌 - ソース - ドレッシング - みりん … など	食品素材 ソーン - 小麦粉 - 米粉 - 油脂 - 食品添加物 … など	ドリンク ソーン - 清涼飲料 - 焼酎 - ワイン - 梅酒 - 日本酒 - ビール - ウイスキー - 果実酒 … など
物流・運輸 ソーン - 総合物流サービス - 海運・航空貨物 輸送 - 輸出通関サービス - 倉庫保管サービス … など	菓子 ソーン - スナック菓子 - チョコレート - ビスケット - 飴菓子 - 米菓 - 和菓子 - クッキー - ガム … など	加工食品 ソーン - 即席食品 - 缶詰・びん詰 - レトルト食品 - 食肉加工品 - 冷凍食品 - 乳製品 - 米加工品 - 健康食品 … など	農水産物 ソーン - 米・穀物 - 食肉 - 鶏卵 - 果物 - 水産物 - 牛乳 - 野菜 - 茶葉 … など

【農水省の協力】

① 輸出相談窓口

JETROと共同で相談窓口を設置。
個別の質問・相談に対応。

② 食文化発信のためのランチイベント

海外バイヤー向けに日本食（昼食）を提供。日本の食文化・食材をPR。
（出展企業の食材を活用することで輸出EXPOでの商談も後押し）



③ 輸出拡大チームによるサポート

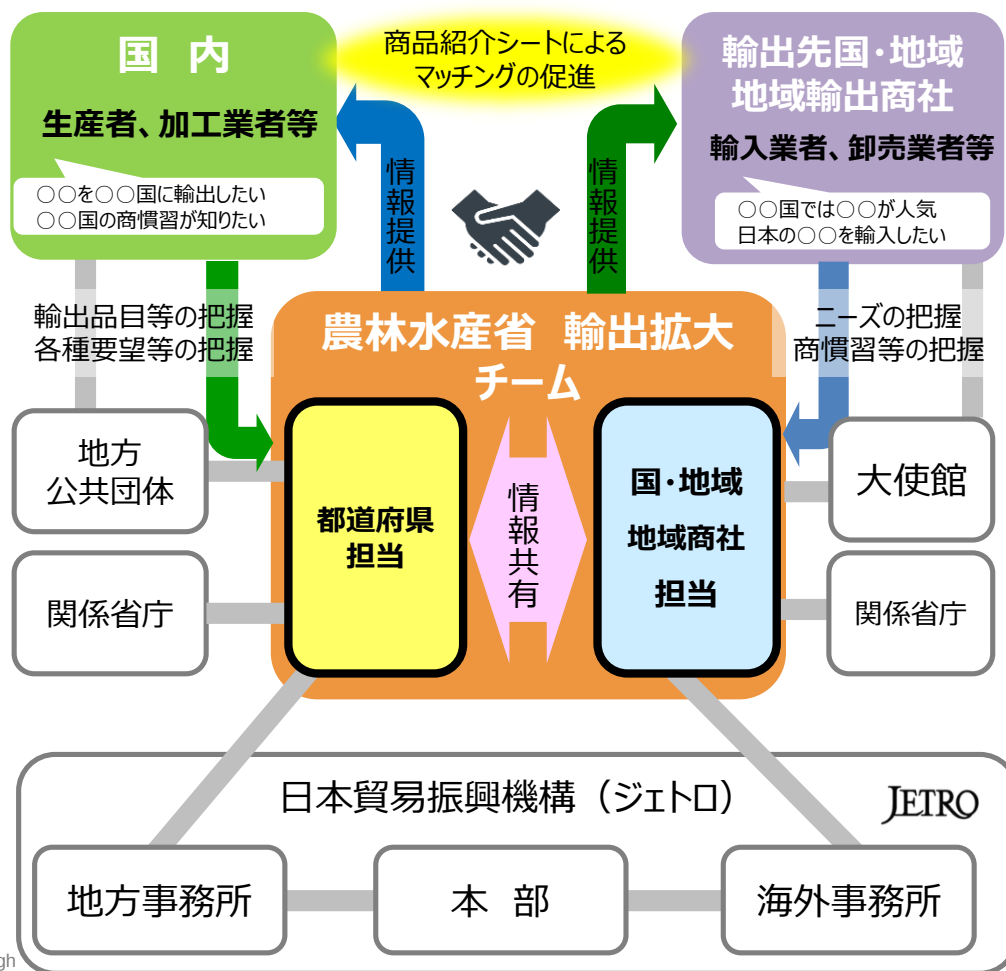
輸出拡大チーム（後述）の都道府県担当者、国担当者が、出展者、海外バイヤーにそれぞれアプローチ。
個別のご相談・問合せ等に対応。

【第二回 日本の食品 輸出EXPO】

- (1) 日程：2018年10月10日（水）～12日（金）
- (2) 会場：幕張メッセ
- (3) 出展者：600社（前回比2倍）（予定） ※出展募集中
- (4) バイヤー：海外の食品バイヤー2500名、国内の輸出商1500名が来場（予定）

(6) 具体輸出案件の組成に係る取組について

- 産地・生産者等が見本市・展示会に出展するだけでは、商談成立につながらない「試食会」で終わるおそれあり。具体的なサプライチェーンが構築され、商流が形成される取組を強化する必要。
- 具体的には、「餅は餅屋」の発想で、産地・生産者と地域商社や海外輸入業者を相互につなぐマッチングが重要。
- このため、平成29年1月、食料産業局に「輸出拡大チーム」を編成。各都道府県の担当者122名、輸出先の国・地域の担当者70名、地域商社の担当者3名を置き、延べ200人体制で、「マッチングシート」と、「輸出商品紹介シート」の活用によるマッチングサポートを実施中。



輸出拡大が期待される品目とのマッチングシート（抜粋）									
品目名		商品紹介シート作成依頼中							
		提出された商品紹介シートを海外バイヤー等へ提供							
		商談中		成約（見込含む）					
国・地域	事業者	業態 現状	求める品目等	関東				東海	九州
				千葉県		静岡県		岐阜県	宮崎県
				C社	D社	E社	F社	I社	L社
				日本語	とろろ	みかん、 純粋の、 冷凍みかん	抹茶	超高級イチゴ、 イチゴ加工品	キャビア
香港	あ社	流通	希少性があがり、ストリープがある農林水産品	日本語	とろろ		抹茶		
	い社	流通	市場がないか、特約がある品目		とろろ		抹茶		
	う社	ホテル	種少・高級食材						キャビア
東南アジア 東アジア 中東等	か社	大田市場をベース。国内で高評価を得ることが条件。	いちご 柑桔類					超高級イチゴ、 イチゴ加工品	
						みかん、 純粋の、 冷凍みかん			

[illegible]

輸出拡大チームの活動状況 (11月末時点)

- 都道府県担当の訪問件数 約500社
- 提出された輸出商品紹介シート 180社 550商品
- 国別担当の訪問国数 21カ国 100社
- 紹介先地域商社数 42社
- 紹介・商談中事業者 152社

(7) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想 (平成29年9月8日公表)

○ 我が国のコメの消費量が毎年約8万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ コメ・コメ加工品の輸出目標「600億円」の目標年次である平成31年に向け、**コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。**

(1) 戦略的輸出事業者

平成31年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

「戦略的輸出事業者」等と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

連携したプロモーション等の実施

(2) 戦略的輸出基地 (産地)

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地(法人・団体)を「戦略的輸出基地」として特定。



コメ輸出の飛躍的拡大

目標：10万トン^(※)

(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等



(7) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの参加状況（平成30年2月28日時点）

戦略的輸出事業者

51事業者（目標数量合計 13.3万トン※）

○ 主な戦略的輸出事業者（輸出目標（平成31年）上位5事業者を抜粋）

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧(株)	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
J A 全農	20,000トン	中国、シンガポール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、香港、シンガポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地（産地）

(1)団体・法人 221産地

(2)都道府県単位の集荷団体等

20団体（JA全農県本部、経済連）

（(1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等）

(3)全国単位の集荷団体等 1団体（JA全農）

（(1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等）

○ 主な戦略的輸出基地

（水稻生産量（平成28年産）上位5産地を抜粋）

【団体】

【農業法人】

都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	J Aグループ新潟 米輸出推進協議会	岩手県	(農)となん
島根県	J Aしまね	埼玉県	のりす(株)
福島県	J A会津よつば	富山県	(有)グリーンパワーなのはな
山形県	J A庄内みどり	茨城県	(有)横田農場
岩手県	JAいわて花巻	石川県	(株)六星

戦略的輸出ターゲット国

戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。
中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東

(8) 規格・認証、知的財産制度の戦略的活用

「信頼の確保」や「ブランド力の向上」により販売力を強化するための様々な仕組みがあり、事業者等が何に取り組んでいきたいかに合わせて、適切な仕組み、支援策を活用していくことが重要。

基礎的な取組体制の構築とそのアピール

**食品安全、
環境配慮、
労働安全、
人権保護**

等の基礎的な取組の「見える化」

**品質等の良
さ、強みの「見
える化」**

偽物、模倣を
排除し、ブラン
ドを保護

食品安全、持続可能な取組を体系立てて行うことにより、

- ・経営体制の「見える化」、経営改善したい。
- ・農業事故を減らしたい。
- ・販売先を確保したい。

- ・加工施設の食品安全管理を向上させたい。
- ・消費者からのクレームを減らしたい。
- ・消費者に安心してもらいたい。

- ・産品や取組について国のお墨付きがほしい。
- ・自らの強みのアピールにつながる規格が新たに欲しい。

- ・地域ならではの特徴的な産品をブランド化したい。
- ・地域ブランドの偽物を排除して本物を保護したい。

- ・日本の高品質な農産物の種苗の流出や海外での無断増殖を防ぎたい。

オープン戦略

G A P

オープン戦略

H A C C P

(ハサップ)

オープン戦略

J A S 制度

(根拠法：J A S 法→改正により、
多様な規格を作成できるように。)

クローズ戦略

地理的表示 (G I)

(根拠法：G I 法)

品種登録制度

(根拠法：種苗法)

付加価値の
アピール

(9) 原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

MAFF

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、27か国で輸入規制を撤廃、27の国・地域で輸入規制を継続）。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年2月22日時点）

規制措置の内容／国・地域数				国・地域名
事故後輸入 規制を措置	規制措置を完全撤廃した国		27	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ
	輸入規制 を継続して 措置	一部の都県を対象に輸入停止	9	7 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア
				2 （日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン ※EU加盟国（28か国）を1地域とカウント。
54	27	自国での検査強化	1	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

◇ 最近の規制措置が完全撤廃された例

◇ 最近の輸入規制緩和の例

撤廃された年月	国名
平成26年1月	イラク
〃	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モリシャス
平成29年4月	カタール
〃	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年2月	トルコ

緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成28年4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみ)
平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

(9)主な輸出先国・地域における輸入停止措置の概要

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化(韓国、台湾)。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

輸出先国・地域	輸出額 (平成29年 速報値) ※括弧内は輸出 額に占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,877億円 (23.2%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,115億円 (13.8%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
中国	1,008億円 (12.5%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
台湾	838億円 (10.4%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品(酒類を除く)
韓国	597億円 (7.4%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。

(10) 動植物検疫の輸出解禁・条件緩和における取組

- 動植物検疫**については、現在、17か国56件取り組んでおり、27年度以降は**12か国26件が輸出解禁・条件緩和**。
- 相手国への解禁要請、協議中の規制について、引き続き、**関係省庁と連携の上取り組む**。

動物検疫協議の状況（平成30年1月20日現在）

相手国への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
- ・インドネシア 鶏肉
- ・フィリピン 豚肉、鶏卵
- ・台湾 鶏卵

等

動物検疫協議中

輸出先国による
疾病リスク評価(※1)の実施中

- ・中国 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・タイ 豚肉
- ・米国 豚肉
- ・EU 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品

等

検疫条件の協議中

- ・韓国 鶏卵
- ・中国 牛乳・乳製品
- ・ロシア 牛肉（施設追加）
- ・マレーシア 鶏肉
- ・米国 鶏肉、鶏卵
- ・豪州 牛肉

等

輸出解禁済

- (27年度以降の実績)
- ・豪州 常温保存可能牛肉製品
 - ・ミャンマー 牛肉
 - ・ブラジル 牛肉製品等(携帯品)
 - ・タイ 牛肉
(貨物の第3国積み替え、30ヶ月齢制限撤廃)
 - ・シンガポール 鶏卵等(携帯品)
 - ・台湾 牛肉
 - ・マレーシア 牛肉

等

※1: 家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

植物検疫協議の状況（平成30年1月20日現在）

相手国への解禁要請

- ・米国 ウリ科

植物検疫協議中

輸出先国による
病害虫リスク評価(※2)の実施中

- ・米国 なし(全ての都道府県の解禁)
- ・カナダ もも
- ・EU 黒松盆栽
(錦松盆栽を含む)
- ・韓国 りんご・なし
- ・タイ 玄米
- ・ベトナム かんきつ類
- ・ペルー いちご・なし(携帯品)

等

検疫条件の協議中

- ・米国 りんご(輸出前臭化メチルクン蒸の廃止)
- ・カナダ りんご
(臭化メチルクン蒸等に代わる検疫措置の追加)
- ・タイ かんきつ類(生産地域の追加)
- ・豪州 りんご・なし
(臭化メチルクン蒸等に代わる検疫措置の追加等)
- ・NZ かんきつ類(全品種解禁等)
(このほか、暫定的な輸出が認められている生果実の植物検疫条件(タイ)について協議中)

輸出解禁済

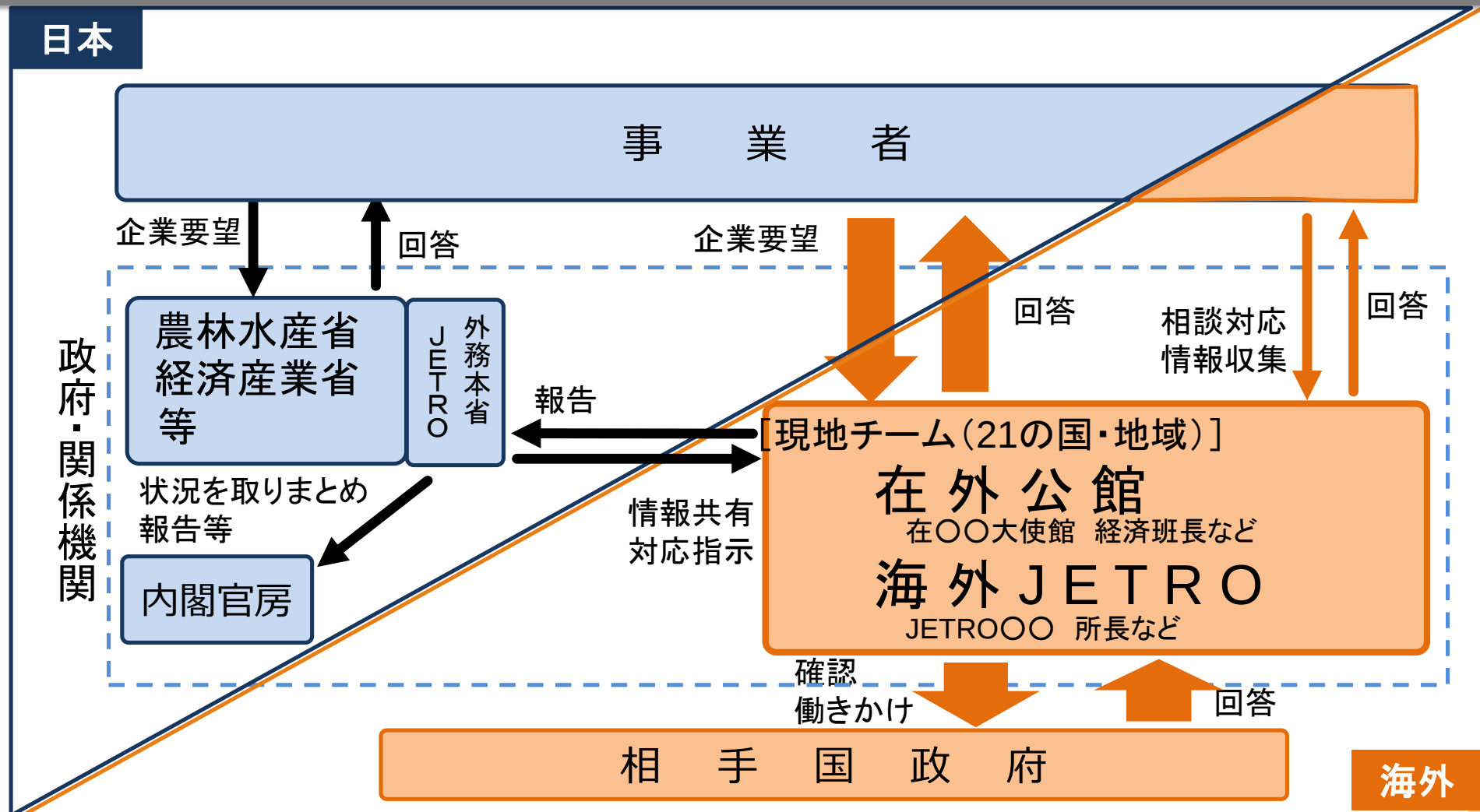
- (27年度以降の実績)
- ・ベトナム りんご
なし
 - ・タイ かんきつ類
(三重県内生産地域の追加拡大)
 - ・豪州 玄米
 - ・米国 かき
うんしゅうみかん
(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加)
 - ・カナダ なし
(全ての都道府県の解禁。携帯品含む。)
 - ・りんご
(「ふじ」を含む全品種の解禁。携帯品含む。)
 - ・ペルー 精米、玄米、豆類等(携帯品)

※2: 病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定

(11) 相手国・地域の輸入規制・手続の緩和・撤廃

在外公館等における輸入規制等に対応する体制の整備

- 輸出事業者や食品事業者が直面する様々な課題を国内外（関係省庁、在外公館、JETRO）で把握し、規制やその運用手続き等の改善・明確化に向けた輸出先国政府への働きかけなど個別問題の課題解決を進めるための現地の体制（現地チーム）を構築。



(12)輸出促進緊急対策事業 【平成29年度補正予算額:20億円】

- TPP、日EU・EPAを通じ、農林水産物・食品の輸出重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、この機会を捉え、輸出環境課題の解決に向けた取組や日本文化・食文化の普及と一体となった需要拡大の取組等を緊急的に実施することにより、平成31年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の達成を目指します。

輸出環境課題への対応の加速化

○日EU・EPA大枠合意で獲得した関税撤廃のメリットを可能な限り早期に活用できるよう、EU向け輸出に係る以下の環境整備を支援します。

- ①既存添加物申請支援
- ②インポートトレランス申請支援
- ③豚・鶏・卵等に係る残留物質等モニタリング検査の体制構築実証
- ④豚・鶏・卵等に係る残留物質等モニタリング検査支援
- ⑤EUの輸入規制等に関する事業者サポート



TPP・EU等需要拡大緊急対策事業

○輸出拡大の可能性が高い日本産農林水産物・食品を誰に、どのようなストーリーで行うかを明確にした上で、複数のメディアを活用した日本文化・食文化と一体となったPR、外食・中食、小売店舗等におけるテストマーケティング、ビジネスマッチング等の取組を支援します。



フードバリューチェーントータル実証事業

○これまで一般的に取り組まれていない新たな技術・手法やその組み合わせ等により、更なる輸出拡大のボトルネックの解決手法を確立し、生産、加工・貯蔵、物流、販売の各段階の関係者の参画を得て新たな商流を形成するための実証の取組を支援します。

【取組例】

- ・海外の外食・中食事業者ニーズに対応するための1次加工商品の開発・輸出モデルの実証
- ・新たな冷凍技術による高鮮度の冷凍魚を新たなエリアを含めて販売する商流の構築実証

規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進

○農林水産物・食品の輸出を促進するため、日本産の強みや適正な管理のアピールにつながる規格・認証の制定・活用を推進するとともに、海外における品種登録等の知的財産保護を推進します。

- ① 国際認証取得拡大緊急支援事業
- ② 日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業
- ③ 日本発食品安全管理規格活用加速化事業
- ④ 植物品種等海外流出防止緊急対策事業
- ⑤ 地理的表示登録審査・監視システムの構築
- ⑥ 我が国産品・事業者の規格提案の加速化事業

平成31年の輸出額1兆円目標の達成を目指す

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、輸出環境の整備を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進

海外需要創出等支援対策事業

戦略的マーケティングの強化 及び輸出に取り組む事業者への総合サポート

- ・ 戦略的にマーケティングを強化する国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたJFOODOによるマーケティング戦略の策定・実行を支援
- ・ 輸出に取り組む事業者が、具体的な成果を上げるための、JETROによる以下の取組を支援
 - ① 商談会等に参加する事業者等に対してセミナーの開催、相談対応等
 - ② 国内外の商談会及び海外見本市への出展支援

品目別等のオールジャパンでの輸出促進支援

- ・ 品目別の取組方針に基づき、オールジャパンでの取組を支援
- ・ 具体的な輸出拡大が見込まれる分野、テーマに対する販路開拓等の取組を支援

食文化発信による需要開拓

- ・ トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援

【海外需要創出等支援対策事業 34(32)億円】

輸出環境整備推進事業

政府間交渉のための情報収集・分析等

- ・ 原発事故による諸外国・地域の輸入規制等に係る政府間交渉のために必要となる、科学的データの収集・分析等を実施 等

輸出環境課題の解決に向けた支援

- ・ 日本の既存添加物等を米国等へ登録するために必要なデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を実施

【輸出環境整備推進事業 6(3)億円】

輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

- ・ 我が国に有利な国際的検疫処理基準の確立
- ・ 輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積
- ・ 産地が輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物を生産するための技術的サポート

輸出の前提となる家畜疾病対策

- ・ 畜産物の輸出促進に資するよう、慢性疾病等の家畜疾病対策を実施

【輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 10(10)億円】

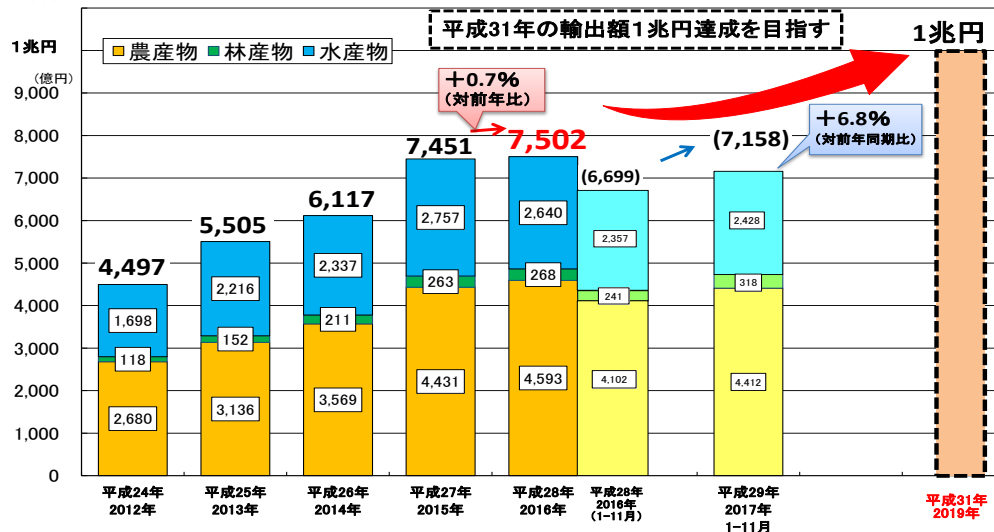
輸出拡大に資する食産業の海外展開等の促進

- ・ 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援 等

【海外農業・貿易投資環境調査分析事業 7(7)億円】

(14) 日EU・EPA 日本産農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移



我が国の農林水産物・食品のEUへの輸出額の割合(2016年)

輸出先国	輸出額 (億円)	割合	主な輸出品目
EU向け計			
EU向け計	423	5.6%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶、醤油
オランダ	114	1.5%	ほたて貝、アルコール飲料(ウイスキー等)、魚油(肝油除く)、メントール、播種用の種等
ドイツ	67	0.9%	緑茶、ラバリン、ソース混合調味料、錦鯉等、醤油
フランス	65	0.9%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ほたて貝、醤油、緑茶、ソース混合調味料
英国	61	0.8%	ソース混合調味料、アルコール飲料(日本酒等)、醤油、牛肉、清涼飲料水
イタリア	34	0.5%	植木・盆栽等、レシチン等、真珠、ソース混合調味料、干しのり・焼きのり・味付けのり
その他	82	1.1%	—
EU以外向け計			
EU以外向け計	7,079	94.4%	—
香港	1,853	24.7%	真珠、乾燥なまこ、たばこ、菓子、貝柱調製品
米国	1,045	13.9%	ぶり、アルコール飲料(日本酒等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶
台湾	931	12.4%	たばこ、りんご、さんご、ソース混合調味料、アルコール飲料(ビール等)
中国	899	12.0%	ほたて貝、丸太、植木・盆栽等、播種用の種等、アルコール飲料(日本酒等)
韓国	511	6.8%	アルコール飲料(ビール等)、ほたて貝、ソース混合調味料、たいい、丸太
その他	1,841	24.5%	—
輸出先計	7,502	100.0%	

結果分析

- EU側の関税については、水産物、緑茶、牛肉などの輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)。

例)・水産物: 寿司や日本食レストラン用の需要が多いほとんどの水産物について、即時撤廃 (ほたて貝は段階的に8年目に撤廃)。

・調味料: 日本食レストランでの需要が多い醤油・味噌等調味料について即時撤廃。

・緑茶: 健康志向の消費者の需要が大きく、抹茶スイーツの人気も増大している緑茶について即時撤廃。

・牛肉: 2014年6月の輸出開始以降、高級レストランを中心に、順調に輸出量を伸ばしている牛肉について即時撤廃。

・花き: 日本庭園や「BONSAI」のブームを背景に需要が多い花き(植木・盆栽等)について即時撤廃。

※ 重点品目: 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月地域の活力創造本部とりまとめ)において記載
水産物(ほたて貝、ぶり)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き



- 現在、EU向け輸出額は423億円(2016年)であり、世界全体に占める輸出額は5.6%となっている中、市場アクセス改善が図られれば、EU市場は、所得が高く、日本食レストラン数も多いため、外食向け需要を中心に今後の輸出拡大を期待。
- この機会を捉え、牛肉以外の畜産物(豚肉・鶏肉・鶏卵・乳・それらを原料とする加工食品)の輸出解禁等、市場アクセス以外の個別の輸出環境課題の解決に向けた取組を加速化し、更なる輸出拡大を図る。

EUの農林水産品の対日関税の内容

- 輸出重点品目である水産物、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目 ^(注) で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税率	日EUEPA 譲許内容 ^(注)	輸出金額（億円） （2016年）
水産物	無税～26%（なまこ調製品等）	即時撤廃	76
醤油等調味料	7.7%（醤油）	即時撤廃	57
アルコール飲料	無税～32㍓ー㍑/100ℓ	即時撤廃	53
緑茶	無税～3.2%	即時撤廃	23
牛肉	12.8%+141.4～304.11㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	12
花き	6.5又は8.3%（植木・盆栽・鉢もの） 8.5又は10%（切り花）	即時撤廃	7
林産物 （木材・木材製品）	無税～10%	即時撤廃	5
青果物	12.8%（かんきつ（ゆず等）） 9.5㍓ー㍑/100kg（ながいも）	即時撤廃	0.4
豚肉※	46.7～86.9㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	-
鶏肉※	6.4%、18.7～102.4㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	-
鶏卵※ （粉卵等含む）	16.7～142.3㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品※	118.8㍓ー㍑/100kg 等（脱脂粉乳） 189.6㍓ー㍑/100kg 等（バター）	即時撤廃	-

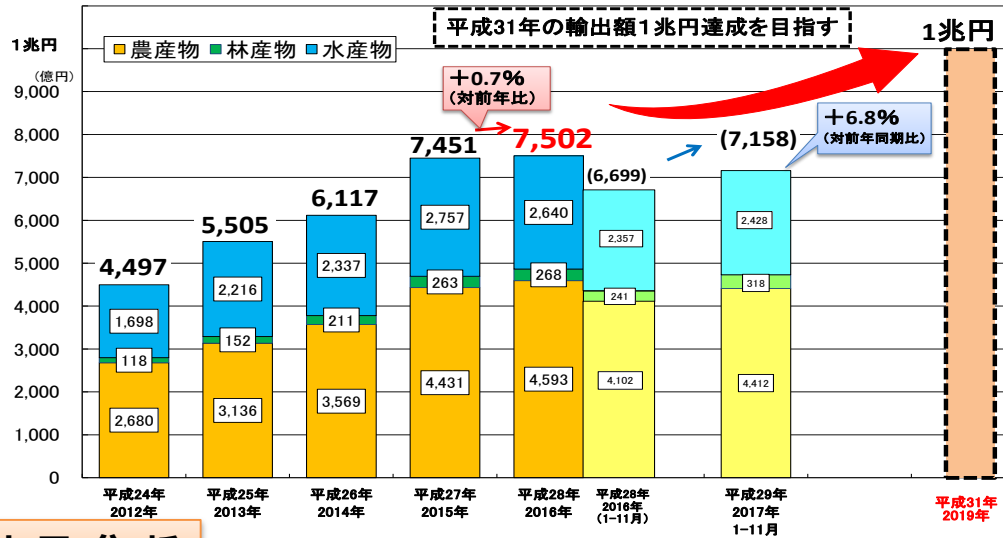
EU向け輸出重点品目：水産物（ほたて貝、ぶり）、牛肉、調味料、日本特有の食材（ゆず等）、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

（注） ほたて貝（段階的に8年目に撤廃）、アイスクリーム（段階的に6年目までに70%削減）、ココア粉（段階的に8年目までに25%削減） 等を除く。

（※） 現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

(15) TPP11 日本産農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移



結果分析

我が国の農林水産物・食品のTPP参加国への輸出額の割合(2016年)

輸出先国	輸出額 (億円)	割合	主な輸出品目
TPP11参加国計			
ベトナム	323	4.3%	粉乳、さけ・ます、いか、ほたて貝、かつお・まぐろ類
シンガポール	234	3.1%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ソース混合調味料、牛肉、緑茶、たばこ
豪州	124	1.6%	清涼飲料水、ソース混合調味料、アルコール飲料(ビール等)、ほたて貝、醤油
カナダ	83	1.1%	アルコール飲料(清酒等)、ほたて貝、ごま油、ソース混合調味料、緑茶
マレーシア	73	1.0%	いわし、アルコール飲料(清酒等)、ソース混合調味料、さば、配合飼料
NZ・メキシコ・チリ・ペルー・ブルネイ計	48	0.6%	メントール、さば、ソース混合調味料、播種用の種等、アルコール飲料(ビール等)
TPP11参加国以外			
香港	1,853	24.7%	真珠、乾燥なまこ、たばこ、菓子、貝柱調製品
米国	1,045	13.9%	ぶり、アルコール飲料(清酒等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶
台湾	931	12.4%	たばこ、りんご、さんご、ソース混合調味料、アルコール飲料(ビール等)
中国	899	12.0%	ほたて貝、丸太、植木等、播種用の種等、アルコール飲料(清酒等)
韓国	511	6.8%	アルコール飲料(ビール等)、ほたて貝、ソース混合調味料、たい、丸太
EU	423	5.6%	アルコール飲料(ウイスキー等)、ほたて貝、ソース混合調味料、緑茶、醤油
その他	956	12.7%	-
輸出先計	7,502	100.0%	-

- 水産物、加工食品、米、青果物、牛肉、茶等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目(※)の全てで関税撤廃。

例)・牛肉:近年輸出の伸びが大きい牛肉について、即時～10年目撤廃 (特にカナダでは26.5%の関税を6年目撤廃)

- ・りんご:2015年9月に輸出が解禁されたベトナムで、3年目撤廃
- ・花き:新興市場として今後輸出拡大を狙うカナダで即時撤廃
- ・茶:近年輸出の伸びが著しい茶について、15%の関税を課しているベトナムで、4年目撤廃
- ・清酒:12%もの高関税が課されていたベトナムで、3年目撤廃
- ・味噌・醤油:日本食レストラン数が大きく増えているTPP諸国(注)で、即時～6年目撤廃

【注:TPP11参加国の合計 5,638店(2013年) → 9,432店(2017年)(1.7倍)】

- ・チョコレート:近年輸出が大きく増加しているベトナム(2016年2億円、前年比32%増)で5～7年目の関税撤廃
- ・水産物:近年輸出の伸びが著しいベトナムで、ぶり、さば、さんまなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時撤廃

- ベトナムやマレーシアを始め、今後の伸びが期待される新興市場であるTPP諸国向けに、更なる輸出拡大が期待される。また、調味料を含む日本食関連品目の関税撤廃により、日本食の普及との相乗効果による輸出拡大の好機もとらえ、更なる輸出促進の取組を強化する。

- この機会を捉え、関税撤廃以外の輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も加速化し、更なる輸出拡大を図る。

※重点品目:「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月地域の活力創造本部とりまとめ)において、国毎に記載

TPP11における主な品目の交渉結果と輸出の現状

注) 2017年10月1日時点の税率(EPA税率が高い場合はWTO共通税率を適用)。

品目	国	市場アクセス		2016年輸出額 (百万円)		T P P 11／世界
		WTO共通税率【EPA税率】 注)	交渉結果	世界	T P P 11	
米	ベトナム	40%【15%】	即時撤廃	2,709	742	27%
	マレーシア	40%	11年目撤廃			
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃	13,552	1,545	11%
	メキシコ	枠外20～25% 枠内[6,000トン、12～22.5%]	10年目撤廃			
	ベトナム	8～30%[1.4又は7.5%]	3年目撤廃			
りんご	ベトナム	10%[3.6%]	3年目撤廃	13,299	193	1%
なし	マレーシア	5%【無税】	即時撤廃	807	13	2%
	カナダ	無税又は2.81セント/kg（但し、10.5%を上限）	即時撤廃			
花き	カナダ	0又は6%（植木・盆栽・鉢もの） 無税～16%（切り花）	即時撤廃	8,750	1,518	17%
茶	ベトナム	40%[15%]	4年目撤廃	11,551	2,179	19%
※財務省所管物資	カナダ	2.82～12.95セント/リットル	即時撤廃	15,581	1,938	12%
清酒※	ベトナム	55%【12%】	3年目撤廃			
	メキシコ	20%【無税】	即時撤廃			
焼酎※	カナダ	0.1228セント/リットル/アルコール度数1%	即時撤廃	1,466	199	14%
味噌	ベトナム	20%【45%】	5年目撤廃	3,061	569	19%
	マレーシア	5%【無税】	即時撤廃			
醤油	ベトナム	33%[8.2%]	6年目撤廃	6,608	997	15%
	マレーシア	10%[無税]	即時撤廃			
チョコレート	ベトナム	13～35%[7.5又は13.1%]	5～7年目撤廃	9,195	1,090	12%
	マレーシア	10又は15%[無税]	即時撤廃			
ぶり・さば・さんま	ベトナム	10～15%[5.5～30%]	即時撤廃	32,089	3,732	12%
さけ・ます	ベトナム	10%～20%[5.5%又は11.3%]	即時撤廃	6,538	2,168	33%

(16)輸出に取り組む優良事業者表彰について

- 輸出額1兆円目標を達成するためには、輸出に取り組む事業者の輸出意欲を喚起する必要。このため、輸出に取り組む事業者のうち、特に優れた事業者に対し、その功績を称え、これを広く国民に周知することにより、輸出を促進することを目的とし「輸出に取り組む優良事業者表彰」を実施。
- 我が国の農林水産物・食品の輸出において成果をあげている事業者に対し、農林水産大臣賞、食料産業局長賞を授与。(28年度より実施し、29年度が2回目の実施)。

平成29年度輸出に取り組む優良事業者表彰 受賞者

○農林水産大臣賞（5事業者）

株式会社Wakka Japan	北海道札幌市
丸山製茶株式会社	静岡県掛川市
株式会社スギヨ	石川県七尾市
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取県鳥取市
サンキョーミート株式会社	鹿児島県志布志市

○食料産業局長賞（10事業者）

西山製麺株式会社	北海道札幌市
株式会社南部美人	岩手県二戸市
青森県農村工業農業協同組合連合会	青森県弘前市
株式会社新丸正	静岡県焼津市
株式会社北雪酒造	新潟県佐渡市
丸美産業株式会社	愛知県飛鳥村
株式会社鈴木栄光堂	岐阜県大垣市
京都青果合同株式会社	京都府京都市
白鶴酒造株式会社	兵庫県神戸市
三島食品株式会社	広島県広島市



平成30年2月2日「平成29年度輸出に取り組む優良事業者表彰」表彰式典（記念撮影）

(16) 平成29年度輸出に取り組む事業者表彰について

- 我が国の農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出意欲を喚起するため、輸出に取り組む事業者のうち、優れた事業者に対して表彰を行い、取組を広く紹介。
- 第2回目である平成29年度は、外部有識者等による審査委員会で審査した結果、農林水産大臣賞5事業者、食料産業局長賞10事業者受賞を決定。
- 2月2日（金）表彰式

農林水産大臣賞（5事業者）

事業者名称	所在地	取組概要	直近年度の 輸出額 (前年対比)
○ 株式会社Wakka Japan わっかじゃぱん (代表取締役 でぐち ともひろ 出口 友洋)	北海道 札幌市	香港、台湾、ハワイ、シンガポールに日本産米専門店を設立。玄米を輸出し、現地店舗にて精米して販売。日本のコメ輸出量(2016年)の約1割を同社が輸出。	2.7億円 (+80.0%)
○ 丸山製茶株式会社 まるやませいちや (代表取締役 まるやま かつひさ 丸山 勝久)	静岡県 掛川市	地元生産者と連携し、輸出先国の嗜好にあった日本茶・抹茶を生産、製品開発により輸出。2014年より日本茶・日本食レストランの運営等を開始し、ロンドンを拠点に現地流通業者を介さず輸出を拡大。	4.6億円 (+31.7%)
○ 株式会社スギヨ かぶしきがいしゃ (代表取締役社長 すぎの てつや 杉野 哲也)	石川県 七尾市	1976年から米国を最初に、中国、香港、台湾等に対し、「かに風味かまぼこ」を輸出。2004年から輸出先国でのニーズに応じた改良により、高付加価値製品を供給し他社製品と差別化。	7.2億円 (+110.4%)
○ 全国農業協同組合連合会鳥取県本部 ぜんこくのうぎょうきょうどうくみあいれんごうかいとっとりけんぽんぶ (県本部長 おさき ひろあき 尾崎 博章)	鳥取県 鳥取市	1933年から二十世紀梨の輸出を開始し。近年は二十世紀梨の輸出ルート活用により、台湾、米国等向けに、スイカ、肉、野菜等の輸出を拡大。	2.9億円 (▲2.2%)
○ サンキョーミート株式会社 くすもと こうじ (代表取締役社長 楠本 幸二)	鹿児島県 志布志市	2002年に対米輸出食肉取扱施設認定を取得し、2006年から対米牛肉輸出を開始。以降、11カ国・地域（カナダ、中国等）の施設認定を取得し、現在42カ国への牛肉輸出体制を整え、輸出を拡大。	20.5億円 (+144.6%)

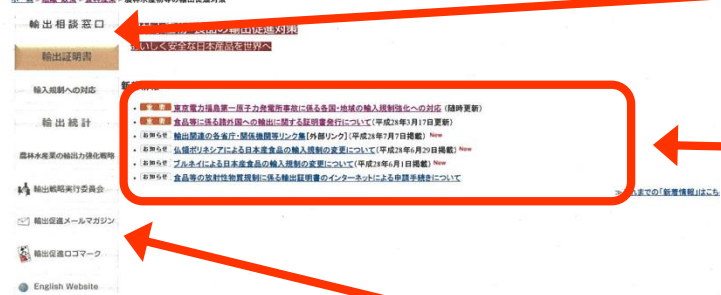
食料産業局長賞（10事業者）

事業者名称	所在地	取組概要	直近年度の 輸出額 (前年対比)
にしやませいめん ○ 西山製麺株式会社 にしやま たかし (代表取締役社長 西山 隆司)	北海道 札幌市	1987年より札幌ラーメンの麺、タレ等をドイツ、米国等26カ国・地域へ輸出。麺は全て自社工場で生産し、商社を通さず石狩港から専用の冷凍コンテナにより現地へ輸出。	2.0億円 (+21.2%)
のうそんこうぎょうのうぎょうきょうどうくみあいれんごうかい ○ 青森県農村工業農業協同組合連合会 こしだ えいしゅう (代表理事会長 越田 栄秋)	青森県 弘前市	独自の密閉搾り製法により酸化防止剤を使用しないりんごジュースを香港、台湾等へ輸出。生食用として市場に出回らないりんごを活用する等、生産者の所得向上にも寄与。	0.8億円 (+51.0%)
なんぶじん ○ 株式会社南部美人 くじ こうすけ (代表取締役社長 久慈 浩介)	岩手県 二戸市	1997年から日本酒を米国、香港等に輸出開始。2013年にKOSHER（コーシャ）の認定を受け、現在では30カ国以上へ輸出。輸出に取り組もうとする他の酒蔵と共に、欧米、アジア等へ普及啓蒙を展開。	1.0億円 (+0.8%)
しんまるしょう ○ 株式会社新丸正 くの とくや (代表取締役社長 久野 徳也)	静岡県 焼津市	水揚げから加工の全てが「MADE IN YAIZU」のかつお節を米国、香港等へ輸出。2017年にかつお節加工場として全国で初めて、対EU・HACCP認定を取得し、EU向けにかつお節を輸出。	0.4億円 (+61.4%)
ほくせつしゅぞう ○ 株式会社北雪酒造 は ず ふみお (代表取締役 羽豆 史郎)	新潟県 佐渡市	世界に店舗展開するレストランNOBUに、国内で唯一の日本酒提供酒蔵として、これを主軸に米国、EU等世界各国に輸出。主原料は、地元農家が契約栽培する酒米を使用。	2.1億円 (+30.3%)
まる みさんぎょう ○ 丸美産業株式会社 みなみしゆき (代表取締役社長 南 喜幸)	愛知県 飛島村	丸太を始め、製材品の輸出を手掛け、国内の規格にはなかったサイズに造材するとともに、間伐材等の海外需要を掘り起こして未利用材が商品になる可能性を示し、輸出を拡大。2017年FSC認証、PEFC認証を取得。	22.0億円 (+571.4%)
す ずきえいこうどう ○ 株式会社鈴木栄光堂 す ずき ゆずる (代表取締役 鈴木 伝)	岐阜県 大垣市	2014年から自社製品だけではなく、M&Aや他社国内菓子メーカーと協業で顧客の要望する菓子製品を企画・製造した商品を輸出。香港に現地取引先との協業でアンテナショップを開店。	21.4億円 (+9.1%)
きょうとせい かこうどう ○ 京都青果合同株式会社 うちだ たかし (代表取締役社長 内田 隆)	京都府 京都市	2014年に卸売市場として初めて、香港の青果物国際展示会に出展して以来、国産果実・京野菜の販促・PRを展開し、輸出を拡大。飲食店向けに京野菜メニュー作成・商品化等による多角的にPRして、認知度向上を図る。	2.1億円 (+141.4%)
はくつるしゅぞう ○ 白鶴酒造株式会社 かのう けんじ (代表取締役社長 嘉納 健二)	兵庫県 神戸市	輸出主要国の嗜好に即した海外専用商品を開発し、50カ国へ輸出。現地総代理店に資本出資した現地法人を活用し、現地企業への積極的な日本酒の啓発活動を展開。	13.4億円 (+6.1%)
みしましょくひん ○ 三島食品株式会社 みしま ゆたか (代表取締役社長 三島 豊)	広島県 広島市	1960年からふりかけ（ゆかり等）、調味料等を米国、台湾等へ輸出。マーケティング活動により、現地ニーズにマッチした商品を開発。対米HACCP、ISO14001、FSSC22000認証を取得。	1.6億円 (+7.8%)

- 最新の情報は、農林水産省ホームページの「輸出促進・相談」からご覧いただくことができます。
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

農林水産省

ホーム > 経産・政策 > 食料政策 > 農林水産物の輸出促進対策



- 各種輸出相談はこちらをご覧ください。

- 原発事故による諸外国・地域の輸入規制の状況、各種事業に関する募集の開始など、新着情報はこちらに随時掲載します。

- メールマガジンの配信を希望される方は、こちらから登録できます。

- 農林水産物の輸出力強化戦略を掲載しました。

- 輸出統計を毎月更新しています。

輸出促進

検索

輸出相談窓口



輸出証明書発行
システムの
入力方法を教えて
ください！



そもそも輸出には、
どれくらいの書類と
期間が必要なの？



日本政府の支援策の
ぜんぶ、どこで
詳しく見ることが
できますか？

農林水産物・食品の輸出で、 困ってること、ありませんか？

あんな質問、こんな相談、お答えします、一緒に考えます。

ヨーロッパでの
流通ルート開拓、
アドバイス
もらえますか？



マカオのレストランが
日本食材を輸入したい
とのこと。
必要な手続きは？



最高級の櫛を輸出したい！
どの国がおすすめですか？



相手先から輸出品の
産地証明を求められ
ました。
取得方法は？

JETRO×農林水産省

輸出のあれこれ 相談所



放射性物質の
規制は、各国で
どうなっ
ているの？



現地で証明書のハンコの印影が
違うと言われ、通関でさず困った！



イスラム圏に
輸出したいので、
ハラールについて
教えてほしい！



アジアでの
国際見本市の
予定、教えて
ください！



米国にかまぼこの輸出を
検討しています。
どんな準備が必要ですか？



JETRO (ジェトロ：日本貿易振興機構)と農林水産省は、

皆さまに“無料”でご利用いただける農林水産物・食品の輸出相談窓口を全国各地に設けています。

例えば輸出先国の各種規制・制度、書類手続き方法、各種支援事業、輸出先国のマーケット情報など、

輸出についてのさまざまなお問い合わせ・ご相談に、ぜひご利用ください！



JETRO×農林水産省
輸出のあれこれ
相談所

お問い合わせ・ご相談はお気軽に！ 何度ご利用されても“無料”です！！

輸出先国のマーケット情報、見本市・商談会情報、書類手続き方法など。

ジェトロ (日本貿易振興機構) ジェトロ本部 03-3582-5646

ジェトロ北海道 011-261-7434	ジェトロ静岡 054-352-8643	ジェトロ広島 082-535-2511
ジェトロ青森 017-734-2575	ジェトロ浜松 053-450-1021	ジェトロ山口 083-231-5022
ジェトロ盛岡 019-651-2359	ジェトロ新潟 025-284-6991	ジェトロ徳島 088-657-6130
ジェトロ仙台 022-223-7484	ジェトロ富山 076-444-7901	ジェトロ香川 087-851-9407
ジェトロ秋田 018-865-8062	ジェトロ金沢 076-268-9601	ジェトロ愛媛 089-952-0015
ジェトロ山形 023-622-8225	ジェトロ福井 0776-33-1661	ジェトロ高知 088-823-1320
ジェトロ福島 024-947-9800	ジェトロ岐阜 058-271-4910	ジェトロ福岡 092-741-8783
ジェトロ関東 03-3582-4953	ジェトロ名古屋 052-589-6210	ジェトロ北九州 093-541-6577
ジェトロ茨城 029-300-2337	ジェトロ三重 059-228-2647	ジェトロ佐賀 0952-28-9220
ジェトロ栃木 028-670-2366	ジェトロ大坂本部 06-4705-8606	ジェトロ長崎 095-823-7704
ジェトロ千葉 043-271-4100	ジェトロ京都 075-325-5703	ジェトロ熊本 096-354-4211
ジェトロ横浜 045-222-3901	ジェトロ神戸 078-231-3081	ジェトロ大分 097-513-1868
ジェトロ山梨 055-220-2324	ジェトロ鳥取 0857-52-4335	ジェトロ宮崎 0985-61-4260
ジェトロ長野 026-227-6080	ジェトロ松江 0852-27-3121	ジェトロ鹿児島 099-226-9156
ジェトロ諏訪 0266-52-3442	ジェトロ岡山 086-224-0853	ジェトロ沖縄 098-859-7002

電話 | 平日 9 時～12 時 / 13 時～17 時 (祝祭日・年末年始を除く)

輸出先国の各種規制・制度、放射性物質や検疫、各種支援事業など。

農林水産省・地方農政局等 農林水産省輸出促進課 03-6744-7155

北海道農政事務所 011-330-8810	北陸農政局 076-232-4233	中国四国農政局 086-224-9415
東北農政局 022-221-6402	東海農政局 052-223-4619	九州農政局 096-211-8607
関東農政局 048-740-5351	近畿農政局 075-414-9101	沖縄総合事務局 098-866-1673

電話 | 平日 9 時～12 時 / 13 時～17 時 (祝祭日・年末年始を除く)

農林水産省相談メールフォーム | <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/kaigai/160912.html>

●酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けております。

●新輸出大国コンソーシアムの専門家が、海外展開を目指す中堅・中小企業の方を支援します。
詳細はお近くのジェトロ事務所にお問い合わせください。新輸出大国コンソーシアムホットライン 0120-95-3375

農林水産省

JETRO

農林水産物・食品の輸出分野における課題解決のための現地体制(アジア)

(アジア)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域（約60都市）】

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

香 港	在香港日本国総領事館	+852-2522-1184	t00661@mofa.go.jp
	ジェトロ・香港事務所	+852-2501-7231 +852-2501-7224	HKG@jetro.go.jp
台 湾	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所	+886-2-2713-0826	jfood.info-k1@tp.koryu.or.jp
	在韓国日本国大使館	+82-2-2170-5235	kigyoshien-korea@so.mofa.go.jp
韓 国	ジェトロ・ソウル事務所	+82-2-399-5905 +82-2-3442-6082	KOS@jetro.go.jp
	在中国日本国大使館	+86-10-8531-9800	keizai@pk.mofa.go.jp
中 国	在上海日本国総領事館	+86-21-5257-4766	http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/support/index.html
	在広州日本国総領事館	+86-20-8388-3009	http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keizai.html
	在重慶日本国総領事館	+86-23-6372-381	kigyoshien@cq.mofa.go.jp
	在瀋陽日本国総領事館	+86-24-2321-8956	kigyoshien@ya.mofa.go.jp
	在青島日本国総領事館	+86-532-8090-0001	kigyoshien@qd.mofa.go.jp
	在大連領事事務所	+86-411-8370-4077	kigyo@ya.mofa.go.jp
	ジェトロ・上海事務所	+86-21-6270-0489	PCS@jetro.go.jp
	ジェトロ・北京事務所	+86-10-6513-7077	PCB@jetro.go.jp
	ジェトロ・大連事務所	+86-411-8360-9418	PCD@jetro.go.jp
	ジェトロ・青島事務所	+86-532-8387-8909	PCQ@jetro.go.jp
	ジェトロ・広州事務所	+86-20-8752-0060	PCG@jetro.go.jp
	ジェトロ・武漢事務所	+86-27-5950-0707	PCW@jetro.go.jp
	ジェトロ・成都事務所	+86-28-8779-6693	PCC@jetro.go.jp
	シンガポール 在シンガポール日本国大使館	+65-6235-8855	nihonkigyoshien@sn.mofa.go.jp
	ジェトロ・シンガポール事務所	+65-6221-8174	SPR@jetro.go.jp
マレーシア	在マレーシア日本国大使館	+603-2177-2714	business@kl.mofa.go.jp
	ジェトロ・クアラルンプール事務所	+603-2171-6077	MAK@jetro.go.jp
ブ ル ネ イ	在ブルネイ日本国大使館	+673-2238052	kigyoshien@bw.mofa.go.jp

(アジア)

インドネシア	在インドネシア日本国大使館	+62-21-39839754	support-japan100@dj.mofa.go.jp
	ジェトロ・ジャカルタ事務所	+62-21-5200264	JKT@jetro.go.jp
タ イ	在タイ日本国大使館	+66-2207-8595	business-support@bg.mofa.go.jp
	ジェトロ・バンコク事務所	+66-2253-6441(Ext128)	bgk-food@jetro.go.jp
ベ ト ナ ム	在ベトナム日本国大使館	+84-4-3846-3000	keizaihan-agri@ha.mofa.go.jp
	在ホーチミン日本国総領事館	+84-8-3933-3510	hcm-keizaikeikyo@hc.mofa.go.jp
	ジェトロ・ホーチミン事務所	+84-8-3821-9363 +84-4-3825-0630	VHO@jetro.go.jp
	ジェトロ・ハノイ事務所	+84-4-3846-3000	VHA@jetro.go.jp
ミ ャ ン マ ー	在ミャンマー日本国大使館	+95-1-549644~8	nihonkigyo-shien@yn.mofa.go.jp
	ジェトロ・ミャンマー事務所	+95-1-371787	MY@jetro.go.jp
フィリピン	在フィリピン日本国大使館	+63-2-551-5710	nikkeikigyo.phil@ma.mofa.go.jp
	ジェトロ・マニラ事務所	+63-2-892-4376	MLA@jetro.go.jp
イ ン ド	在インド日本国大使館	+91-11-4610-4610	jpemb-economic@nd.mofa.go.jp
	ジェトロ・ニューデリー事務所	+91-11-4168-3006	IND@jetro.go.jp

農林水産物・食品の輸出分野における課題解決のための現地体制(北米・中南米・大洋州)

(北米)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

輸出先国の規制運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

米	国	在米国日本国大使館	+1-202-238-6712	business-support@ws.mofa.go.jp
			+1-202-238-6721	
		在アトランタ日本国総領事館	+1-404-240-4300	keizai@aa.mofa.go.jp
		在サンフランシスコ日本国総領事館	+1-415-780-6000	economic@sr.mofa.go.jp
		在シアトル日本国総領事館	+1-206-682-9107	economy@se.mofa.go.jp
		在ポートランド領事事務所	+1-503-221-1811	keizaiportland@se.mofa.go.jp
		在シカゴ日本国総領事館	+1-312-280-0400	econ@cg.mofa.go.jp
		在デトロイト日本国総領事館	+1-313-567-0120	seikei@dt.mofa.go.jp
		在デンバー日本国総領事館	+1-303-534-1151	economics@de.mofa.jp
		在ナッシュビル日本国総領事館	+1-615-340-4300	economics@nv.mofa.go.jp
		在ニューヨーク日本国総領事館	+1-212-371-8222	business-support@ny.mofa.go.jp
		在ハガツニヤ日本国総領事館	+1-671-646-1290	infocgj@ag.mofa.go.jp
		在ヒューストン日本国総領事館	+1-713-502-6900	info@ho.mofa.go.jp
		在ボストン日本国総領事館	+1-617-973-9772	business@bz.mofa.go.jp
		在ホノルル日本国総領事館	+1-808-543-3111	companysupport@hl.mofa.go.jp
		在マイアミ日本国総領事館	+1-305-530-9090	business-support@mi.mofa.go.jp
		在ロサンゼルス日本国総領事館	+1-213-617-6700	keizai@ls.mofa.go.jp
		ジェトロ・アトランタ事務所	+1-404-681-0600	ama-project@jetro.go.jp
		ジェトロ・サンフランシスコ事務所	+1-415-392-1333	sfc-marketing@jetro.go.jp
		ジェトロ・シカゴ事務所	+1-312-832-6000	CGO@jetro.go.jp
カ	ナ	ジェトロ・ニューヨーク事務所	+1-212-997-0439	nya-food@jetro.go.jp
		ジェトロ・ロサンゼルス事務所	+1-213-624-8855	lag-food@jetro.go.jp
		在カナダ日本国大使館	+1-613-241-8541	economic@ot.mofa.go.jp
		ジェトロ・トロント事務所	+1-416-861-0325 +1-416-861-0196	TOR@jetro.go.jp

(中南米・大洋州)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

ブ	ラ	ジ	ル	在ブラジル日本国大使館	+55-61-3442-4215	zaibrazilnihonkigyoku@bs.mofa.go.jp
				ジェトロ・サンパウロ事務所	+55-11-3141-0788	SAO@jetro.go.jp
チ	リ			在チリ日本国大使館	+56-2-2232-1807	eco.japon@sg.mofa.go.jp
				ジェトロ・チリ事務所	+56-2-2203-3406	info.santiago@jetro.go.jp
豪	州			在豪州日本国大使館	+61-2-6272-7240	economics@cb.mofa.go.jp
				在シドニー日本国総領事館	+61-2-9250-1034	cgeco@sy.mofa.go.jp
				在パース日本国総領事館	+61-8-9480-1825	eco@pt.mofa.go.jp
				在ブリスベン日本国総領事館	+61-7-3221-5188	economic@bb.mofa.go.jp
				在メルボルン日本国総領事館	+61-3-9667-7816	jc-biz@mb.mofa.go.jp
				ジェトロ・シドニー事務所	+61-2-9002-6201	SYD@jetro.go.jp

農林水産物・食品の輸出分野における課題解決のための現地体制(欧州・中東・アフリカ)

(欧州・中東・アフリカ)

農林水産物・食品輸出分野における課題解決のための現地体制 【21の国・地域(約60都市)】

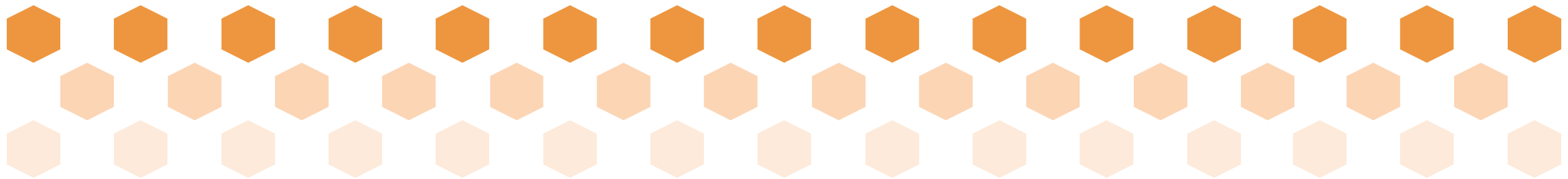
輸出先国の規制や運用手続き等については、海外現地にもお問い合わせ頂けます。

E	U	欧州連合日本政府代表部	+32-2-500-7756	info@eu.mofa.go.jp
		ジェトロ・ブリュッセル事務所	+32-2-282-0506	BEB@jetro.go.jp
			+32-2-282-0508	
ド	イ	ドイツ日本国大使館	+49-30-21094-0	japanese-info@bo.mofa.go.jp
		ジェトロ・ベルリン事務所	+49-30-2094-5560	info-blm@jetro.go.jp
英	国	在英日本国大使館	+44-20-7465-6500	shokusangyo-support@ld.mofa.go.jp
		ジェトロ・ロンドン事務所	+44-20-7421-8327	agra_london@jetro.go.jp
フ	ラ	在フランス日本国大使館	+33-1-4888-6236	food-promotion@ps.mofa.go.jp
		ジェトロ・パリ事務所	+33-1-4261-2922	PRS@jetro.go.jp
			+33-1-4261-2951	
イ	タ	イタリア日本国大使館	+39-06-488-5169	business-support@ro.mofa.go.jp
		ジェトロ・ミラノ事務所	+39-02-7211-791	mil-event@jetro.go.jp
ロ	シ	在ロシア日本国大使館	+7-495-229-2579	kigyoshien@mw.mofa.go.jp
		在ウラジオストク日本国総領事館	+7-423-226-7502	jpconvl@vl.mofa.go.jp
		在サンクトペテルブルク日本国総領事館	+7-921-957-2345	keizai@px.mofa.go.jp
		在ノヴォシビルスク日本国総領事館	+7-4212-413-044	consul@kh.mofa.go.jp
		在ユジノサハリンスク日本国総領事館	+7-4242-726-055	sakhalinjp1@ys.mofa.go.jp
		ジェトロ・モスクワ事務所	+7-495-580-7320	rsm-pj@jetro.go.jp
		ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所	+7-812-318-0267	RSS@jetro.go.jp
中	東	在アラブ首長国連邦日本国大使館	+971-2-4435696	embjpn@ab.mofa.go.jp
		在ドバイ日本国総領事館	+971-4-3319191	kigyo-shien@du.mofa.go.jp
		ジェトロ・ドバイ事務所	+971-4-3880601	UAD@jetro.go.jp
エ	ジ	在エジプト日本国大使館	+20-2-25285910	japan.foodbiz.egypt@ca.mofa.go.jp
		ジェトロ・カイロ事務所	+20-2-25741111	CAR@jetro.go.jp

この体制についての問合せ先

外務省経済局官民連携推進室	03-5501-8336
農林水産省食料産業局輸出促進課	03-6744-7155
ジェトロ(日本貿易振興機構)	
農林水産・食品部農林産品支援課	03-3582-8348

ご静聴いただき、ありがとうございました



【担当】

農林水産省食料産業局輸出促進課

大森 茂樹

shigeki_omori380@maff.go.jp